

スパークス・グループ株式会社第 1 回無担保セキュリティトークン社債 (社債間限定同順位特約および譲渡制限付) の契約締結前交付書面

(この書面は、金融商品取引法第 37 条の 3 の規定によりお渡しするものです。)

この書面には、スパークス・グループ株式会社第 1 回無担保セキュリティトークン社債(社債間限定同順位特約および譲渡制限付)(以下「本債券」といいます。)のお取引を行っていただくうえでのリスクや留意点が記載されています。あらかじめよくお読みいただき、ご不明な点はお取引開始前にご確認ください。

- 本債券のお取引は、募集の取扱い又は当社が直接の相手方となる方法により行います。
- 本債券は、金利水準の変化や発行者の信用状況に対応して価格が変動すること等により、損失が生じるおそれがありますのでご注意ください。
- 本債券は、トークン化有価証券です。

トークン化有価証券とは、金融商品取引法第 2 条第 1 項各号の有価証券(例：株券、社債券)とみなされる権利が、ブロックチェーン等を用いて移転することができる財産的価値に表示されたものをいいます。

権利の記録・移転は、ブロックチェーンを利用し電子情報処理組織を用いて行われます。

譲渡については、当社との間で合意をした際に成立いたしますが、当該譲渡に伴う権利移転の確定、及び当該譲渡の対抗要件の具備には、当該譲渡に関する情報がブロックチェーンを用いた分散型台帳に記録され、社債原簿に反映される必要があります。

ブロックチェーンは、インターネット等のネットワーク上で、複数の主体が権利の帰属等に関する記録を所持し、定常的に記録の同一性の確認を行うことで、記録の正確性を担保する仕組みであり、複数の主体が記録の管理を行うことで正確性や改ざんへの耐性が強くなるとされる一方、技術等に係る特有のリスクが存在します。例えば、サイバー攻撃等による不正取引により本債券に係る情報が流出し、または本債券に係る記録が改ざんされ若しくは消滅した場合、実体法上の権利者に対する本債券の元利金の支払いが行われなくなる、実体法上の権利者が本債券を譲渡することができなくなる、または本債券の譲渡に係る社債原簿の記録ができなくなったり

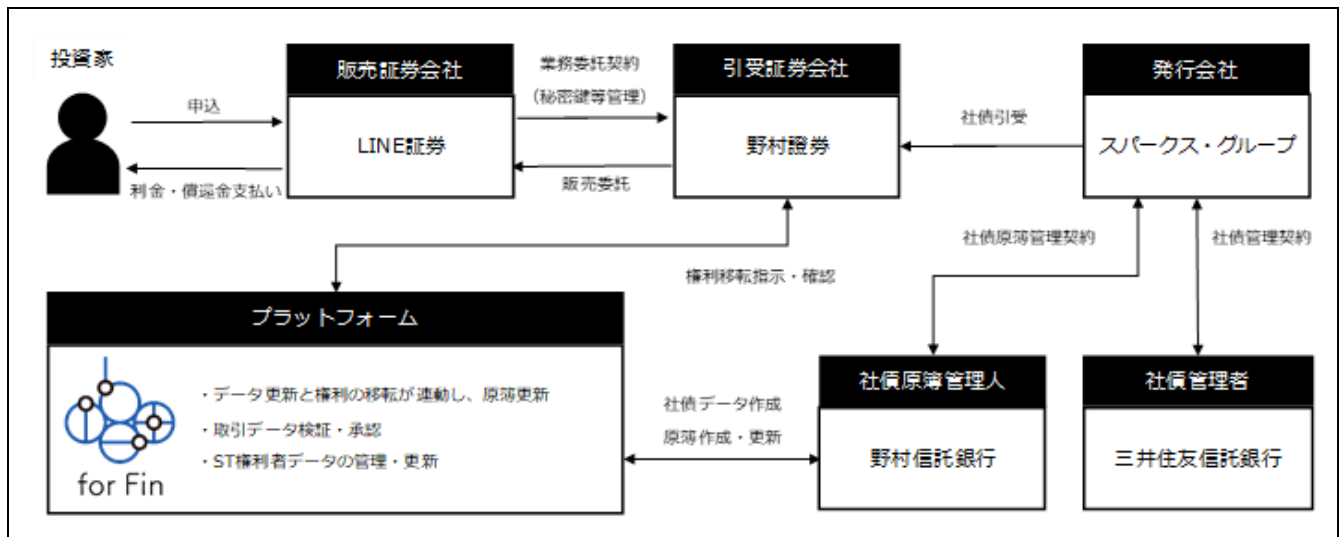
すること等により損害を被る可能性があります。

金融商品取引法では、電子記録移転有価証券表示権利等（金融商品取引法第2条第1項各号に規定され、同条第2項の規定により有価証券とみなされる有価証券のうち、金融商品取引業等に関する内閣府令第1条第4項第17号に該当するもの）に含まれます。

○本債券の秘密鍵の管理は、以下の方法で行います。

本債券の秘密鍵の管理は、ibet for Fin コンソーシアムが運営、管理する ibet for Fin（以下「ibet for Fin」といいます。）を利用します。ibet for Fin は、暗号技術を利用した分散型台帳の一種であるブロックチェーンと呼ばれる仕組みを用いて構築された、金融機関が有価証券の管理を行う金融ネットワークです。お客様は直接 ibet for Fin にアクセスすることなく、お客様の ibet for Fin におけるアカウント・秘密鍵は、当社が秘密鍵等の保管を委託する野村証券株式会社（以下「野村証券」といいます。）がオンライン上でコールドウォレット（常時インターネットに接続していない電子機器、電磁的記録媒体その他の記録媒体に記録して管理する方法）と同等の技術的安全管理措置を以て管理し、取引データは当社から当社の秘密鍵等の保管を委託する野村証券を通じて記録・更新されます。

○本債券の管理スキームについて



手数料など諸費用について

- ・本債券を購入する場合は、購入対価のみをお支払いただきます。

金利、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動などにより損失が生じるおそれがあります

- ・本債券の市場価格は、基本的に市場の金利水準の変化に対応して変動します。金利が上昇する過程では債券価格は下落し、逆に金利が低下する過程では債券価格は上昇することになります。したがって、償還日より前に換金する場合には市場価格での売却となりますので、売却損が生ずる場合があります。また、市場環境の変化により流動性（換金性）が著しく低くなった場合、売却することができない可能性があります。
- ・金利水準は、日本銀行が決定する政策金利、市場金利の水準(例えば、既に発行されている債券の流通利回り)や金融機関の貸出金利等の変化に対応して変動します。

本債券の発行者の業務または財産の状況の変化などによって損失が生じるおそれがあります

- ・本債券の発行者の信用状況に変化が生じた場合、市場価格が変動することによって売却損が生ずる場合があります。
- ・本債券の発行者の信用状況の悪化等により、償還金や利子の支払いの停滞若しくは支払不能の発生等が生じた場合、投資額の全部または一部を失ったりすることがあります。
- ・本債券について、主要な格付機関により「投機的要素が強い」とされる格付がなされた場合、本債券の発行者の信用状況の悪化等により、償還金や利子の支払いが滞ったり、支払不能が生ずるリスクの程度が上位の格付けを付与された債券と比べより高いと言えます。

その他のリスク

<流動性に関するリスク>

- ・本債券は、市場環境の変化により流動性(換金性)が著しく低くなった場合、売却することができない、あるいは購入時の価格を大きく下回る価格での売却となるおそれがあります。
- ・本債券は、発行日現在、当社から他社へ移管（出庫）することができません。償還日より前に売却する場合には、お客様と当社との相対取引となり、当社が合理的に算出した時価に基づいた価格で取引いただきます。

＜本債券に用いられる技術等のリスク＞

本債券は、「社債、株式等の振替に関する法律」（以下「振替法」といいます。）に定める振替機関において取り扱われません。また振替社債ではないことから、本債券の保有、譲渡や決済等に関して、振替社債に該当する一般的な円貨建て債券とは異なる以下のリスク・取扱上の注意点があります。

- ① 本債券の売買その他の取引にあたっては、ibet for Fin コンソーシアムが運営、管理するブロックチェーンネットワーク（限定された参加者のみがアクセス可能なネットワーク上の台帳に取引の情報を記録して資産の保存や移転の手段として使われるネットワークをいいます。以下同じ。）の存在を前提とする高度かつ複雑な情報システムが用いられ、権利の移転や権利の帰属に係る対抗要件である社債原簿の記録の管理が行われるため、サイバー攻撃等により不正取引が行われた場合には、本債券に係る情報が流出し、または本債券に係る記録が改ざんされ若しくは消滅すること等により、損害を被る可能性があります。
- ② 本債券の売買その他の取引にあたっては、インターネットの存在を前提とする高度かつ複雑な情報システムが用いられており、かつ、本債券はブロックチェーンネットワーク及びコンセンサス・アルゴリズムを用いて社債原簿の記録の管理が行われるため、サイバー攻撃等により不正取引が行われた場合には、本債券に係る情報が流出し、または本債券に係る記録が改ざんされ若しくは消滅する可能性があります。その結果、本債券の実体法上の権利関係と社債原簿の記録に乖離が生じ、技術的な理由等によりブロックチェーンネットワーク及びコンセンサス・アルゴリズムにおける本債券に係る記録や社債原簿の記録を改ざん等が発生する前の時点の記録に戻すことが困難となるおそれがあります。かかる場合には、実体法上の権利者に本債券の元利金の支払いが行われなくなる、実体法上の権利者が本債券を譲渡することができなくなる、または本債券の譲渡に係る社債原簿の記録ができなくなったりすること等により、損害を被る可能性があります。
- ③ その他①～②以外の原因により本債券の社債原簿の記録の管理に用いるブロックチェーンネットワークに重大な障害が生じた場合には、本債券の元利金の支払い、譲渡及び譲渡に係る社債原簿の記録等に支障が生じ、損害を被る可能性があります。

ibet for Fin の開発・運用者の説明

ibet for Fin の開発・運用は、株式会社 BOOSTRY（以下「BOOSTRY」といいます。）が行います。BOOSTRY は野村ホールディングス株式会社・株式会社野村総合研究所・SBI ホールディングス株式会社を株主とした金融ベンチャーであり、各株主の有するノウハウ・知見を活かしたブロックチェーンサービスを提供しております。

商号等	株式会社 BOOSTRY
本店所在地	〒101-0032 東京都千代田区岩本町 3 丁目 9-2 PMO 岩本町 4F
資本金	23 億 5,000 万円（資本準備金含む）
設立年月	2019 年 9 月 2 日

本債券のお取引は、クーリング・オフの対象にはなりません

・本債券のお取引に関しては、金融商品取引法第 37 条の 6 の規定の適用はありません。

○本債券の社債原簿の記録の管理は、ibet for Fin を利用します。

○本債券に係るプラットフォームの提供は、BOOSTRY が行います。

本債券に係る財産的価値の記録及び移転のために用いる技術、本債券の募集、取得及び譲渡並びに社債原簿の記録の管理のために用いるプラットフォームは、BOOSTRY が提供しています。

○本債券は、振替法に定める振替機関において取り扱われません。

本債券は、株式会社証券保管振替機構が発行・流通・決済等に関する振替社債ではないことから、本債券を譲渡する場合には、振替法に定める振替機関を通じずに譲渡が行われ、その譲渡に係る対抗要件である社債原簿の記録も電磁的記録によって行われるという特性を有しています。振替社債に該当する一般的な円貨建て債券とは異なるリスクがありますので、ご注意ください。

本債券に係る金融商品取引契約の概要

当社における本債券のお取引については、以下の方法によります。

- ・ 募集の取扱い
- ・ 当社が自己で直接の相手方となる売買

本債券に関する租税の概要

個人のお客様に対する本債券の課税は、原則として以下によります。

- ・ 本債券の利子については、利子所得として申告分離課税の対象となります。
- ・ 本債券の譲渡益及び償還益は、上場株式等に係る譲渡所得等として申告分離課税の対象となります。
- ・ 本債券の利子、譲渡損益及び償還損益は、上場株式等の利子、配当及び譲渡損益等との損益通算が可能です。また、確定申告により譲渡損失の繰越控除の適用を受けることができます。

なお、税制が改正された場合等は、上記の内容が変更になる場合があります。

詳細につきましては、税理士等の専門家にお問い合わせください。

譲渡の制限等

- ・ 本債券は、その償還日又は利子支払日の 6 営業日前の日（償還日又は利子支払日が銀行休業日にあたるときは、その 7 銀行営業日前の日とします。）から償還日又は利子支払日までの日を受渡日とするお取引はできません。
- ・ 本債券は、その償還日又は利子支払日の 9 営業日前まで（償還日又は利子支払日が銀行休業日にあたるときは、その 10 銀行営業日前まで）のお取引が可能です。
- ・ 本債券は、その償還日又は利子支払日の 6 営業日前の日（償還日又は利子支払日が銀行休業日にあたるときは、その 7 銀行営業日前の日とします。）から償還日又は利子支払日までの日を受渡日とする社債原簿の名義書換請求（本債券の譲渡及び相続による承継に基づくものを含みますがこれらに限られません。）を行うことはできません。本債券は原則として当社以外の者に譲渡することができません。ただし、相続による取得の場合を除きます。また、本債券につき質権を設定することはできません。
- ・ 当社への本債券の譲渡は、以下の場合に限りできます。
 - (1) 災害救助法に基づく措置をとる場合
 - (2) 相続により取得したお客様からの申し出があった場合
 - (3) 当社の「LINE 証券取引約款」（以下「取引約款」といいます。）の解約事由に該当する場合
 - (4) 取引約款第 16 条第 4 号又は第 19 条第 4 項に定める手続きを行う場合（なお、本債券は、各条文における「保護預り証券等」及び「有価証券等」に該当するものとします。）
 - (5) 当社の「信用取引約款」第 12 条第 1 項第 1 号に定める手続きを行う場合（なお、本債券は、同号の「お預かりしている・・・有価証券」に該当するものとします。）
 - (6) 当社の「店頭外国為替証拠金取引約款」第 23 条第 3 項第 2 号に定める手続きを行う場合（なお、本債券は、同号の「お預かりしている有価証券」に該当するものとします。）
 - (7) 当社の「LINE CFD 取引約款」第 28 条第 3 項第 2 号に定める手続きを行う場合（なお、本債券は、同号の「お預かりしている有価証券」に該当するものとします。）
 - (8) お客様が差し押さえを受けた場合

本債券の預託について

- ・ 本債券は当社がお客様から預託を受け、プラットフォームにより管理されます。
- ・ 本債券を移転するために必要な秘密鍵は、委託先である野村證券が管理します。
- ・ お客様のアカウント・秘密鍵等を管理するにあたっては、当社が秘密鍵等の保管を委託する野村證券がオンライン上でコールドウォレット（常時インターネットに接続していない電子機器、電磁的記録媒体その他の記録媒体に記録して管理する方法）と同等の技術的安全管理措置を以て管理いたします。

当社が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第 28 条第 1 項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社において本債券のお取引や保護預けを行われる場合は、以下によります。

- ・ お取引にあたっては、保護預り口座の開設が必要となります。
- ・ お取引のご注文をいただいたときは、原則として、あらかじめ当該ご注文に係る代金の全部（前受金）をお預けいただいたうえで、ご注文をお受けいたします。
- ・ ご注文いただいた本債券のお取引が成立した場合には、取引報告書をお客様にお渡しいたします（なお、原則として電磁的方法により交付します）。万が一記載内容が相違している場合は、当社まで速やかにご連絡ください。

当社の概要

商 号 等	LINE 証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第 3144 号
本 店 所 在 地	〒141-0033 東京都品川区西品川一丁目 1 番 1 号 住友不動産大崎ガーデンタワー
連 絡 先	LINE 証券問い合わせフォーム https://line-sec.co.jp/contact
加 入 協 会	日本証券業協会、一般社団法人 金融先物取引業協会、日本商品先物取引協会
指 定 紛 争 解 決 機 関	特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター
資 本 金	1 億円
主 な 事 業	金融商品取引業
設 立 年 月	2018 年 6 月

○お取引内容に関するお問い合わせ等について

お取引内容に関するお問い合わせ・ご意見や苦情等につきましては、LINE 証券サイトの問い合わせフォームまでお申し出ください。

連絡先 **LINE 証券と問い合わせフォーム**

<https://line-sec.co.jp/contact>

○指定紛争解決機関のご利用について

お取引についてのトラブル等は、以下ADR(注)機関における苦情処理・紛争解決の枠組みの利用が可能です。

(ADR機関のご利用に際して不明な点等ございましたら、上記の連絡先までご照会ください)

特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター

電話番号：0120-64-5005 (フリーダイヤル)

(証券・金融商品あっせん相談センターは公的な第三者機関であり、当社の関連法人ではありません。)

注) ADR とは、裁判外紛争解決制度のことで、訴訟手続によらず、民事上の紛争を解決しようとする紛争の当事者のため、公正な第三者が関与して、その解決を図る手続をいいます。

本書面で使用する用語の概要

・トークン化有価証券

電子機器等に記録される金融商品取引法2条1項各号の有価証券(例：株券、社債券)とみなされる権利が、ブロックチェーン等を用いて記録・権利を移転することができる財産的価値に表示されたもの(金融商品取引法上の電子記録移転有価証券表示権利等に該当するもの。)をいう。トークン化有価証券の権利はプラットフォームにおいて、ブロックチェーンを用いて分散型台帳上で記録・移転される。

・プラットフォーム

ブロックチェーンを用い、トークン化有価証券に係る権利の記録・移転に関する情報を分散型台帳に記録させることができる基盤をいう。

・分散型台帳

取引に関する情報の記録(台帳)を複数の者で(分散して)共有する仕組み。

・ブロックチェーン

分散型台帳技術の一種であり、インターネット等のネットワーク上で、過去の記録と新しい記録を連鎖させて記録する仕組み。データを改ざんするためには過去のデータを含め関連する全てのデータを改ざんする必要があることから、ブロックチェーン上のデータを改ざんすることは事実上不可能とされている。

・社債間限定同順位特約

発行者が本社債の元金や償還金を受け取る権利を保護するために、本社債以外の社債に対して担保を自由に設定しない約束をし、担保を設定する場合には、本社債にも同順位の担保権を設定しなければならない特約をいう。

スパークス華咲く(8739)未来ST債
発行登録追補目論見書

2022年6月

スパークス・グループ株式会社

【表紙】

【発行登録追補書類番号】 3-関東1-1
【提出書類】 発行登録追補書類
【提出先】 関東財務局長
【提出日】 2022年6月14日
【会社名】 スパークス・グループ株式会社
【英訳名】 SPARX Group Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 グループCEO 阿部 修平
【本店の所在の場所】 東京都港区港南一丁目2番70号品川シーズンテラス
【電話番号】 (03) 6711-9100 (代表)
【事務連絡者氏名】 専務取締役 グループCFO 峰松 洋志
【最寄りの連絡場所】 東京都港区港南一丁目2番70号品川シーズンテラス
【電話番号】 (03) 6711-9100 (代表)
【事務連絡者氏名】 専務取締役 グループCFO 峰松 洋志
【発行登録の対象とした募集有価証券の種類】 社債
【今回の募集金額】 1,000百万円
【発行登録書の内容】

提出日	2021年9月1日
効力発生日	2021年9月9日
有効期限	2023年9月8日
発行登録番号	3-関東1
発行予定額又は発行残高の上限 (円)	発行予定額 20,000百万円

【これまでの募集実績】

(発行予定額を記載した場合)

番号	提出年月日	募集金額 (円)	減額による訂正年月日	減額金額 (円)
-	-	-	-	-
実績合計額 (円)		なし (なし)	減額総額 (円)	なし

(注) 実績合計額は、券面総額又は振替社債の総額の合計額 (下段 () 書きは、発行価額の総額の合計額) に基づき算出しております。

【残額】 (発行予定額-実績合計額-減額総額) 20,000百万円
(20,000百万円)

(注) 残額は、券面総額又は振替社債の総額の合計額 (下段 () 書きは、発行価額の総額の合計額) に基づき算出しております。

(発行残高の上限を記載した場合)

該当事項はありません。

【残高】 (発行残高の上限-実績合計額+償還総額-減額総額) 一円

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

目 次

	頁
第一部 【証券情報】	1
第1 【募集要項】	1
1 【新規発行社債（短期社債を除く。）】	1
2 【社債の引受け及び社債管理の委託】	6
3 【新規発行による手取金の使途】	6
第2 【売出要項】	6
【募集又は売出しに関する特別記載事項】	6
第3 【第三者割当の場合の特記事項】	9
第4 【その他の記載事項】	9
第二部 【公開買付け又は株式交付に関する情報】	10
第三部 【参照情報】	11
第1 【参照書類】	11
第2 【参照書類の補完情報】	11
第3 【参照書類を縦覧に供している場所】	18
第四部 【保証会社等の情報】	18
「参照方式」の利用適格要件を満たしていることを示す書面	19
事業内容の概要及び主要な経営指標等の推移	20
2022年3月期連結会計年度（2021年4月1日から2022年3月31日まで）の業績の概要..	26
第33期事業年度（2021年4月1日から2022年3月31日まで）の業績の概要	40

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行社債（短期社債を除く。）】

銘柄	スパークス・グループ株式会社第1回無担保セキュリティトークン社債（社債間限定同順位特約および譲渡制限付）
記名・無記名の別	—
券面総額又は振替社債の総額（円）	金1,000百万円
各社債の金額（円）	金5万円
発行価額の総額（円）	金1,000百万円
発行価格（円）	各社債の金額100円につき金100円
利率（％）	年2.50％
利払日	2023年6月23日
利息支払の方法	1. 利息支払の方法および期限 (1) 本社債の利息は、払込期日の翌日から償還期日までこれをつけ、2023年6月23日に金銭で支払う。ただし、1年に満たない期間につき利息を計算するときは、別記「(注) 13. 社債原簿の記録の管理ならびに社債原簿管理人および財務代理人」第(2)号記載の社債原簿管理人が備える社債原簿における各本社債の社債権者が保有する各本社債の金額の総額に別記「利率」欄記載の利率を乗じ、払込期日の翌日から償還期日までの期間の実日数につき、1年を365日とする日割でこれを計算する（円単位未満の端数は切り捨てる。）。 (2) 利息を支払うべき日が銀行休業日に当たるときは、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。 (3) 償還期日後は本社債には利息をつけない。 2. 利息の支払場所 別記「(注) 12. 元利金の支払」記載のとおり。
償還期限	2023年6月23日
償還の方法	1. 償還金額 各社債の金額100円につき金100円 2. 償還の方法および期限 (1) 本社債の元金は、2023年6月23日にその残存総額を償還する。 (2) 本社債を償還すべき日が銀行休業日に当たるときは、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。 (3) 本社債の買入消却は、法令に別途定められる場合を除き、払込期日の翌日から償還期日の6銀行営業日前の日（償還期日が銀行休業日に当たるときは、7銀行営業日前の日とする。）までの期間はいつでも、これを行うことができる。 3. 償還元金の支払場所 別記「(注) 12. 元利金の支払」記載のとおり。
募集の方法	一般募集
申込証拠金（円）	各社債の金額100円につき金100円とし、払込期日に払込金に振替充当する。申込証拠金には利息をつけない。
申込期間	2022年6月14日から2022年6月20日10時まで
申込取扱場所	別項引受金融商品取引業者の委託販売先である金融商品取引業者の本店 (注) 14.
払込期日	2022年6月23日
振替機関	—
担保	本社債には担保および保証は付されておらず、また本社債のために特に留保されている資産はない。

財務上の特約（担保提供制限）

1. 担保提供制限

- (1) 当社は、本社債発行後、本社債の未償還残高が存する限り、当社が国内で今後発行する他の社債のために担保付社債信託法にもとづき担保権を設定する場合には、本社債のためにも担保付社債信託法にもとづき、同順位の担保権を設定しなければならない。
- (2) 前号にもとづき設定した担保権が本社債を担保するに十分でないときは、当社は本社債のために担保付社債信託法にもとづき社債管理者が適当と認める担保権を設定する。

2. 留保資産提供制限

- (1) 当社は、本社債発行後、本社債の未償還残高が存する限り、当社が国内で今後発行する他の社債のために当社の特定の資産を留保（以下留保資産提供といい、かかる特定の資産を留保資産という。）する場合には、本社債のためにも、社債管理者が適当と認める留保資産提供を行う。この場合、当社は社債管理者との間に、その旨を定める契約を締結する。
- (2) 前号の契約において、当社は社債管理者との間に次の①から⑥についても特約する。
 - ①当社は前号の契約締結の時点において、留保資産の上には本社債の社債権者の利益を害すべき抵当権、質権その他の権利もしくはその設定の予約、または本社債の担保とすることを妨げる約束が一切存在しないことを保証する旨。
 - ②当社は社債管理者の事前の書面による承諾なしに留保資産を他に譲渡または貸与しない旨。
 - ③当社は原因の如何にかかわらず、留保資産を害するおそれのある場合は、ただちに書面により社債管理者に通知し、その指示に従う旨。
 - ④当社は社債管理者が本社債権者保全のために必要と認め請求したときは、社債管理者の指定する資産をただちに留保資産に追加する旨。
 - ⑤当社は本社債の未償還残高が減少した場合またはやむを得ない事情がある場合には、社債管理者の事前の書面による承諾を得て、留保資産の一部を留保資産から除外し、または留保資産の一部もしくは全部につき社債管理者が適当と認める他の資産と交換することができる旨。
 - ⑥当社は社債管理者が本社債権者保全のために必要と認め請求したときは、ただちに担保付社債信託法にもとづき、本社債の担保として当社の総財産のうち社債管理者が指定する物件の上に担保権を設定し、社債管理者は、本社債の社債権者のためにこれを取得する旨。
- (3) 本項第(1)号の場合、社債管理者は、社債権者保護のため同号の目的を達成するために必要と認められる措置をとることを当社に請求することができる。

3. 担保提供制限および留保資産提供制限の例外

次の各場合のいずれかに該当するものと社債管理者が承認したときは、本欄第1項および第2項は適用されない。

- ①当社が、国内で既に発行した担保付社債（下記④に定める合併または会社法第2条第29号により定められた吸収分割により承継された担保付社債を含む。）に担保の変更または追加により担保付社債信託法にもとづき担保権を設定する場合。
- ②当社が、国内で既に留保資産提供を行っている無担保社債（下記④に定める合併または会社法第2条第29号により定められた吸収分割により承継された留保資産提供を行っている社債を含む。）のために留保資産を変更または追加する場合。
- ③当社が、社債の償還のための減債基金の積立または償還準備資産の預託として、当社の所有する資産の上に担保権を設定する場合。
- ④当社が、合併または会社法第2条第29号に定められた吸収分割により担保権の設定されている、または留保資産提供が行われている、吸収合併消滅会社または吸収分割会社の資産を承継する場合。

<p>財務上の特約（その他の条項）</p>	<p>1. 担保付社債への切換</p> <p>(1) 当社は、社債管理者と協議のうえ、いつでも本社債のために担保付社債信託法にもとづき社債管理者が適当と認める担保権を設定することができる。</p> <p>(2) 当社が別記「財務上の特約（担保提供制限）」欄第1項または前号により本社債のために担保権を設定する場合は、当社は、ただちに登記その他必要な手続を完了し、かつ、その旨を担保付社債信託法第41条第4項の規定に準じて公告する。</p> <p>2. 特定資産の留保</p> <p>(1) 当社は、社債管理者と協議のうえ、いつでも本社債のために留保資産提供を行うことができる。</p> <p>(2) 前号の場合、別記「財務上の特約（担保提供制限）」欄第2項の規定を準用する。</p> <p>3. 担保提供制限および留保資産提供制限に係る特約の解除</p> <p>(1) 当社が別記「財務上の特約（担保提供制限）」欄第1項または本欄第1項第(1)号により本社債に担保権を設定した場合、以後、別記「財務上の特約（担保提供制限）」欄第1項、別記「財務上の特約（担保提供制限）」欄第2項、別記「財務上の特約（担保提供制限）」欄第3項および別記「(注) 5. 社債管理者に対する通知」第(2)号は適用されない。</p> <p>(2) 当社が別記「財務上の特約（担保提供制限）」欄第2項または本欄第2項により本社債のために留保資産提供を行った場合であって、社債管理者が承認したときは、そのための契約が締結された日の翌日以後、別記「財務上の特約（担保提供制限）」欄第2項は適用されない。</p>
-----------------------	--

(注) 1. 信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付
 本社債について、当社は株式会社格付投資情報センター（以下R&Iという。）からBBB+（トリプルBプラス）の信用格付を2022年6月13日付で取得している。

R&Iの信用格付は、発行体が負う金融債務についての総合的な債務履行能力や個々の債務等が約定通りに履行される確実性（信用力）に対するR&Iの意見である。R&Iは信用格付によって、個々の債務等の流動性リスク、市場価値リスク、価格変動リスク等、信用リスク以外のリスクについて、何ら意見を表明するものではない。R&Iの信用格付は、いかなる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明ではない。また、R&Iは、明示・黙示を問わず、提供する信用格付、またはその他の意見についての正確性、適時性、完全性、商品性、および特定目的への適合性その他一切の事項について、いかなる保証もしていない。R&Iは、信用格付を行うに際して用いた情報に対し、品質確保の措置を講じているが、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではない。R&Iは、必要と判断した場合には、信用格付を変更することがある。また、資料・情報の不足や、その他の状況により、信用格付を取り下げることがある。利息・配当の繰り延べ、元本の返済猶予、債務免除等の条項がある債務等の格付は、その蓋然性が高まったとR&Iが判断した場合、発行体格付または保険金支払能力とのノッチ差を拡大することがある。一般に投資に当たって信用格付に過度に依存することが金融システムの混乱を引き起こす要因となり得ることが知られている。

本社債の申込期間中に本社債に関してR&Iが公表する情報へのリンク先は、R&Iのホームページ (<https://www.r-i.co.jp/rating/index.html>) の「格付アクション・コメント」および同コーナー右下の「一覧はこちら」をクリックしたリポート検索画面に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下のとおり。

R&I：電話番号03-6273-7471

2. 社債の券面

本社債については、本社債を表章する社債券は発行しない。

3. 期限の利益喪失に関する特約

(1) 当社は、次の各場合には本社債について期限の利益を喪失する。ただし、別記「財務上の特約（担保提供制限）」欄第1項または別記「財務上の特約（その他の条項）」欄第1項第(1)号により当社が本社債に担保付社債信託法にもとづき社債管理者が適当と認める担保権を設定した場合であって、社債管理者が承認したときは、下記①または②に該当しても期限の利益を失わない。

- ①当社が別記「財務上の特約（担保提供制限）」欄第1項の規定に違背したとき。
- ②当社が別記「財務上の特約（担保提供制限）」欄第2項の規定に違背したとき。
- ③当社が別記「財務上の特約（その他の条項）」欄第1項第(2)号、本(注) 5.、本(注) 6.第(2)号、本(注) 7.および本(注) 10.の規定または条件に違背し、社債管理者の指定する期間内にその履行または補正をしないうとき。
- ④当社が本社債以外の社債について期限の利益を喪失し、または期限が到来してもその弁済をすることができないとき。
- ⑤当社が社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失したとき、もしくは期限が到来してもその弁済をすることができないとき、または当社が第三者のために行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき。ただし、当該債務の合計額（邦貨換算後）が5億円を超えない場合は、この限りではない。

- ⑥当社が破産手続開始、民事再生手続開始もしくは会社更生手続開始の申立てをし、または当社の株主総会が解散（合併の場合を除く。）の決議を行ったとき。
- ⑦当社が破産手続開始、民事再生手続開始もしくは会社更生手続開始の決定、または特別清算開始の命令を受けたとき。
- ⑧当社の事業経営に不可欠な財産に対し強制執行、仮差押えもしくは仮処分の執行もしくは競売の申立てがあったとき、もしくは滞納処分としての差押えがあったとき、またはその他の事由により当社の信用を著しく害する事実が生じ、かつ、社債管理者が本社債の社債権者の権利保全上、本社債の存続を不適当であると認めるとき。
- (2) 前号の規定により期限の利益を喪失した場合は、当社はただちにその旨を本（注）10. に定める方法により本社債の社債権者に通知する。
4. 本社債の譲渡
本社債を譲渡することはできない。ただし、別記「償還の方法」欄第2項第(3)号にもとづく買入消却に伴い本社債を当社に譲渡する場合、または災害や相続その他の一定の事由により譲渡する場合についてはこの限りでない。なお、本社債を取得した者が本社債を譲渡する場合は、本（注）13. 第(1)号記載のibet for Finを利用した、当社が別途指定する方式に従わなければならない。
5. 社債管理者に対する通知
(1) 当社は、本社債発行後、社債原簿に記録すべき事由が生じたときおよび記載事項に変更が生じたときは、遅滞なく社債原簿にその旨の記録を行い、書面または電磁的記録によりこれを社債管理者に通知しなければならない。
- (2) 当社は、本社債発行後、当社が国内で今後発行する他の社債のために担保提供（当社の資産に担保権を設定する場合、当社の特定の資産につき担保権設定の予約をする場合および当社の特定の資産につき特定の債務以外の債務の担保に供しない旨を約する場合をいう。）を行う場合には、あらかじめ書面によりその旨ならびにその事由、社債の内容および担保物その他必要な事項を社債管理者に通知する。
- (3) 当社は、次の各場合には、あらかじめ書面により社債管理者に通知しなければならない。
- ①当社の事業経営に不可欠な資産を譲渡または貸与しようとするとき。
- ②事業の全部または重要な部分を変更し、休止もしくは廃止しようとするとき。
- ③資本金または資本準備金もしくは利益準備金の額を減少しようとするとき。
- ④組織変更、合併もしくは会社分割をしようとするときまたは株式交換もしくは株式移転により他の会社の完全子会社になろうとするとき。
6. 社債管理者の調査権限
(1) 社債管理者は、本社債の管理委託契約の定めるところに従い、その権限を行使し、または義務を履行するために必要であると認めるときは、当社ならびに当社の連結子会社および持分法適用会社の事業、経理、帳簿書類等に関する報告書の提出を請求し、または自らこれらにつき調査を行うことができる。
- (2) 前号の場合で、社債管理者が当社ならびに当社の連結子会社および持分法適用会社の調査を行うときは、当社は、これに協力する。
7. 社債管理者に対する定期報告
(1) 当社は、社債管理者にその事業の概況を適宜報告し、また、毎事業年度の決算および剰余金の配当（会社法第454条第5項に定める中間配当を含む。）については取締役会の承認または決議後ただちに書面により社債管理者に通知する。当社が、会社法第441条第1項に定められた一定の日における臨時計算書類の作成を行う場合も同様とする。
- (2) 当社は、金融商品取引法にもとづく作成する有価証券報告書およびその添付書類の写しを当該事業年度終了後3か月以内に、四半期報告書の写しを当該期間経過後45日以内に社債管理者に提出する。金融商品取引法第24条の4の2に定める確認書および金融商品取引法第24条の4の4に定める内部統制報告書についても上記各書類の取扱いに準ずる。また、当社が、臨時報告書または訂正報告書を財務局長等に提出した場合は、遅滞なくこれを社債管理者に提出するものとする。
- (3) 当社は、前号に定める報告書および確認書について金融商品取引法第27条の30の3にもとづく電子開示手続を行う場合には、電子開示手続を行った旨を社債管理者へ通知することにより、前2号に規定する書面の提出を省略することができる。
8. 社債権者の異議手続における社債管理者の権限
社債管理者は、会社法第740条第2項本文の規定にかかわらず、同条第1項に定める異議の申立てに関し、社債権者集会の決議によらずに本社債の社債権者のために異議を述べることは行わない。
9. 社債管理者の辞任
社債管理者は、本社債の社債権者と社債管理者との間で利益が相反する場合（利益が相反するおそれがある場合を含む。）、その他正当な事由があるときは、社債管理者の事務を承継する者を定めて辞任することができる。
10. 社債権者に対する通知および公告の方法
(1) 本社債に関して社債権者に対し通知する場合は、全ての本社債の社債権者に直接通知する方法のほか、法令に別段の定めがある場合を除き、本項第(2)号に規定する公告の方法によりこれを行うことができる。
- (2) 本社債に関して本社債の社債権者に対し公告する場合は、法令に別段の定めがあるものを除いては、電子公告の方法によりこれを行うものとする。ただし、社債管理者が本社債の社債権者のために必要と認める場合には、電子公告に加えて東京都および大阪市において発行する各1種以上の新聞紙（ただし、重複するものがあるときはこれを省略することができる。）にもこれを掲載する。なお、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、当社の定款所定の新聞紙ならびに東京都および大阪市において発行する各1種以上の新聞紙（ただし、重複するものがあるときはこれを省略することがで

きる。)にこれを掲載する。また、社債管理者が公告を行う場合は、法令所定の方法によるほか、社債管理者が本社債の社債権者のために必要と認める場合には、東京都および大阪市において発行する各1種以上の新聞紙にもこれを掲載する。

11. 社債権者集会

- (1) 本社債の社債権者集会は、本社債の種類(会社法第681条第1号に定める種類をいう。)の社債(以下本種類の社債という。)の社債権者により組織され、当社または社債管理者がこれを招集するものとし、社債権者集会の日の2週間前までに、社債権者集会を招集する旨および会社法第719条各号に掲げる事項を本種類の社債の社債権者に通知する。なお、当社は、電磁的方法により当該通知を発することができる。
- (2) 本種類の社債の社債権者集会は、東京都においてこれを行う。
- (3) 本種類の社債の総額(償還済みの額を除き、当社が有する当該社債の金額の合計額は算入しない。)の10分の1以上に当たる本種類の社債を有する社債権者は、社債権者集会の目的である事項および招集の理由を記載した書面を当社または社債管理者に提出して、社債権者集会の招集を請求することができる。

12. 元利金の支払

本社債に係る元利金は、本(注)13.第(2)号記載の財務代理人を通じて支払われる。

13. 社債原簿の記録の管理ならびに社債原簿管理人および財務代理人

(1) 社債原簿の記録の管理

本社債の社債原簿の記録の管理には、株式会社BOOSTRYが開発し、ibet for Finコンソーシアムが運営、管理するブロックチェーンネットワーク(限定された参加者のみがアクセス可能なネットワーク上の台帳に取引の情報を記録して資産の保存や移転の手段として使われるネットワークをいう。)であるibet for Finが利用される。

(2) 社債原簿管理人および財務代理人

野村信託銀行株式会社

東京都千代田区大手町二丁目2番2号

14. 後記「2 社債の引受け及び社債管理の委託」に記載のとおり、引受人である野村証券株式会社は、本社債の全額について、LINE証券株式会社に募集の取扱いを委託します。従って、野村証券株式会社の本店および各支店における申込みの取扱いは行われません。

2【社債の引受け及び社債管理の委託】

(1)【社債の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受金額 (百万円)	引受けの条件
野村証券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目13番1号	1,000	1. 引受人は本社債の全額につき買取引受けを行う。 2. 本社債の引受手数料は各社債の金額100円につき金1円とする。
計	—	1,000	—

(注) 引受人は、本社債の全額について、以下の金融商品取引業者に募集の取扱いを委託します。

名称：LINE証券株式会社

住所：東京都品川区西品川一丁目1番1号

(2)【社債管理の委託】

社債管理者の名称	住所	委託の条件
三井住友信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号	1. 社債管理者は、本社債の管理を受託する。 2. 本社債の管理手数料については、社債管理者に、期中において年間各社債の金額100円につき金4.5銭を支払うこととしている。

3【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額 (百万円)	発行諸費用の概算額 (百万円)	差引手取概算額 (百万円)
1,000	27	973

(2)【手取金の使途】

上記差引手取概算額973百万円は、全額を2023年3月末までに、未来創生ファンドや宇宙ファンドをはじめとした、ESG要素を含むサステナビリティに資する当社グループ会社が運用するファンドへの投資または子会社への投融資資金に充当します。当該投融資資金は、当該子会社が運用するファンドへの投資に充当する予定です。万が一投資が予定通り進捗しなかった場合は運転資金に充当する予定です。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

リスクおよび留意事項について

本社債に対する投資の判断に当たっては、発行登録書、訂正発行登録書および発行登録追補書類その他の内容の他に、以下に示すような様々なリスクおよび留意事項を特に考慮する必要があります。

本社債への投資には、一定のリスクが伴います。本社債への投資を検討される方は、本社債のリスクを理解し、自らの個別的な財務状況、本書に記載される本社債に関する情報に照らし、本社債が投資に相応しいか否かを慎重に検討された後に、投資判断を下すべきです。ただし、以下の記載は本社債に含まれる全てのリスクを網羅した完全な記載を意図したものではありません。

以下に記載する1つまたは複数の要因の変化によって、他の要因を理由とする本社債の取引価値の変動が、一部または全部相殺されることがあることを理解すべきです。

(1) 本社債の譲渡制限に関するリスク

本社債は原則として当社以外の第三者への譲渡が禁止されておりますので、本社債が第三者に譲渡されたとしても、当社は原則として社債原簿の記録の書き換えには応じません。ただし、大規模自然災害や相続、その他の一定の事由が発生した場合には、LINE証券株式会社に対して譲渡することが可能となります。社債権者とLINE証券株式会社との相対取引となり、LINE証券株式会社が合理的に算出した時価に基づいた価格で取引することになるため、

社債権者が希望する条件で本社債の売却を行うことができない可能性、または本社債の売却自体ができない可能性があります。

さらに、本社債は、利払日または償還期日の6銀行営業日前の日（利払日または償還期日が銀行休業日にあたるときは、その7銀行営業日前の日とします。）から当該利払日または償還期日までの期間はLINE証券株式会社を含む如何なる者に対しても譲渡できません。また、本社債では売買取引の約定の成立から譲渡まで2銀行営業日かかることから、利払日または償還期日の8銀行営業日前の日（利払日または償還期日が銀行休業日にあたるときは、その9銀行営業日前の日とします。）から当該利払日または償還期日までの期間は、如何なる者との間でも売買取引の約定を行うことはできません。そのため、本社債を社債権者が希望する時期に売却できない場合があります。

(2) 当社の信用リスク

本社債の価値は、当社の信用格付、財務状況もしくは業績が実際に変化した場合またはその変化が予想される場合に影響を受けることがあります。また、本社債の償還の確実性は、当社の信用力に依拠しており、当社の信用状況が損なわれた場合、社債権者に損失が生じる可能性があります。

(3) 会計制度・税制リスク

本社債はセキュリティトークンとして発行される電子記録移転有価証券表示権利等であるため、日本の税法上、本社債が普通社債と同様に取り扱われないこととなる場合には、本社債に対して投資した者に対する課税上の取扱いが下記内容と異なる可能性があります。

また、以下の記載の内容は、あくまでも一般的な課税上の取扱いについて述べるものであって、今後の日本の税法の改正等により変更が生じる可能性があること、および全ての課税上の取扱いを網羅的に述べるものではなく、かつ、例外規定の適用によって記載されている内容とは異なる取扱いがなされる場合もあることに留意ください。本社債に投資しようとする投資家は、各投資家の状況に応じて、本社債に投資することによるリスクや本社債に投資することが適当か否かについて各自の会計・税務顧問に相談する必要があります。

本社債を購入可能である日本国の居住者である個人が支払いを受けるべき本社債の利息は、日本の税法上20.315%（15%の所得税、復興特別所得税（所得税額の2.1%）および5%の地方税の合計）の源泉徴収税が課されます。日本国の居住者である個人が保有する本社債の利息に係る利子所得は、原則として、20.315%（15%の所得税、復興特別所得税（所得税額の2.1%）および5%の地方税の合計）の申告分離課税の対象となり、上記で述べた源泉徴収されるべき所得税額がある場合には、申告納付すべき所得税の額から控除されます。ただし、一回に支払いを受けるべき利息の金額ごとに確定申告を要する所得に含めないことを選択することもでき、その場合には上記の源泉徴収のみで日本における課税関係を終了させることができます。

日本国の非居住者で日本国内に恒久的施設を有しない個人が支払いを受けるべき本社債の利息は、日本の税法上15.315%（15%の所得税および復興特別所得税（所得税額の2.1%）の合計）の源泉徴収税が課され、当該源泉徴収のみで課税関係が終了します（ただし、日本と当該個人の居住地国との間で租税条約が締結されている場合には、その租税条約に定めるところにより、当該源泉徴収税が免除され、または軽減されることがあります。）。

日本国の居住者である個人が本社債を譲渡した場合の譲渡損益は、譲渡所得等として、20.315%（15%の所得税、復興特別所得税（所得税額の2.1%）および5%の地方税の合計）の申告分離課税の対象となります。

(4) 法令・規制・制度等に関するリスク

本社債およびその取引は、金融商品取引法はもとより、関連する各種法令・規制・制度等（金融商品取引業協会の規則を含みます。）の規制を受けています。本社債またはその募集がこれらの法令・規制・制度等に違反するとされた場合、本社債の商品性や本社債の取引に影響が生じる可能性があります。

(5) 本社債の特性に起因するリスク要因およびその他の留意点

本社債は、「社債、株式等の振替に関する法律」（平成13年法律第75号。その後の改正を含みます。以下振替法とします。）の適用を受けず、株式会社証券保管振替機構（以下証券保管振替機構とします。）が発行・流通・決済等に関与する振替社債ではないことから、本社債を譲渡する場合には、振替法に定める振替機関を通じずに譲渡が行われ、その譲渡に係る対抗要件である社債原簿の記録も電磁的記録によって行われるという特性を有しています。

本社債は、電子記録移転有価証券表示権利等に該当します。本社債の社債原簿の記録の管理にはブロックチェーンネットワークが利用されます。当社は、野村信託銀行株式会社を社債原簿管理人として、本社債の社債原簿に関する業務を委託しており、本社債の社債原簿の記録の管理等は、野村信託銀行株式会社において行われます。

売買等により本社債の権利者の変更が生じた場合には、上記の方法で社債原簿の記録が書き換えられた時点で、会社法上、当社および第三者に対する対抗要件が具備されることとなります。

上述のとおり、本社債は、電子記録移転有価証券表示権利等であり、振替法の適用を受けず、証券保管振替機構が発行・流通・決済等に関与する振替社債ではないことから、本社債の保有、譲渡や決済等に関して、振替社債に該当する一般的な円貨建て社債とは異なる以下のリスク・取扱上の留意点があります。

①本社債の売買その他の取引に当たっては、ibet for Finコンソーシアムが運営、管理するブロックチェーンネットワーク（限定された参加者のみがアクセス可能なネットワーク上の台帳に取引の情報を記録して資産の保存や移転の手段として使われるネットワークをいいます。以下同じ。）の存在を前提とする高度かつ複雑な情報システムが用いられて、権利の移転や権利の帰属に係る対抗要件である社債原簿の記録の管理が行われるため、サイバー攻撃等により不正取引が行われた場合には、本社債に係る情報が流出し、または本社債に係る記録が改ざんされもしくは消滅すること等により、損害を被る可能性があります。

②本社債の売買その他の取引に当たっては、インターネットの存在を前提とする高度かつ複雑な情報システムが用いられており、かつ、本社債はブロックチェーンネットワークおよびコンセンサス・アルゴリズムを用いて社債原簿の記録の管理が行われるため、サイバー攻撃等により不正取引が行われた場合には、本社債に係る情報が流出し、または本社債に係る記録が改ざんされもしくは消滅する可能性があります。その結果、本社債の実体法上の権利関係と社債原簿の記録に乖離が生じ、技術的な理由等によりブロックチェーンネットワークおよびコンセンサス・アルゴリズムにおける本社債に係る記録や社債原簿の記録を改ざん等が発生する前の時点の記録に戻すことが困難となるおそれがあります。かかる場合には、実体法上の権利者に本社債の元利金の支払いが行われなくなる、実体法上の権利者が本社債を譲渡することができなくなる、または本社債の譲渡に係る社債原簿の記録ができなくなったりすること等により、損害を被る可能性があります。

③上記①および②以外の原因により本社債の社債原簿の記録の管理に用いるブロックチェーンネットワークに重大な障害が生じた場合には、本社債の元利金の支払い、譲渡および譲渡に係る社債原簿の記録等に支障が生じ、損害を被る可能性があります。

なお、本社債に関するリスク・取扱上の注意点は、上記以外にも想定され得るものであり、上記に記載した事項が全てではありません。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

- ・ 本社債は、電子記録移転有価証券表示権利等に該当します。セキュリティトークンとして発行される電子記録移転有価証券表示権利等である本社債に係る財産的価値の記録および移転のために用いる技術（以下デジタル社債基盤技術といいます。）、本社債の募集、本社債の取得および譲渡ならびに本社債の社債原簿の記録の管理のために用いるプラットフォーム（以下デジタル社債プラットフォームといいます。）、デジタル社債基盤技術を提供する者（以下デジタル社債基盤技術提供者といいます。）、デジタル社債プラットフォームを提供する者（以下デジタル社債プラットフォーム提供者といいます。）ならびに管理報酬等およびその他の手数料等については以下のとおりです。

1 デジタル社債基盤技術およびデジタル社債プラットフォーム

(1) デジタル社債基盤技術の名称、内容および選定理由

本社債の募集、取得および譲渡を、株式会社BOOSTRY（以下BOOSTRYといいます。）が開発する分散型台帳技術（以下デジタル社債基盤技術といいます。）を用いたコンピュータシステムであるibet for Finにて管理し、本社債に係る財産的価値の記録および移転がibet for Finへの記録によって行われます。当該記録に連動するシステム上の帳簿は、ibet for Finにおいて登録される社債権者等に係る情報とともに、本社債の社債原簿を構成します。ibet for Finの構成技術としては、「コンソーシアム型」のデジタル社債基盤技術を採用し、具体的なデジタル社債基盤技術基盤としてGoQuorumを採用しています。各技術の選定理由は以下のとおりです。

①「コンソーシアム型」デジタル社債基盤技術の内容および選定理由

一般に、デジタル社債基盤技術基盤はその特性に応じて大きく2種類のものに大別されます。

1つ目は「パブリック型」と呼ばれる誰でもノード（ネットワークに参加する者または参加するコンピュータ等の端末のことをいいます。以下同じです。）としてのネットワーク参加が可能なデジタル社債基盤技術です。例として、BitcoinやEthereumのブロックチェーンが挙げられます。2つ目は「コンソーシアム型」と呼ばれる、単独または許可された特定の参加者のみがノードとしてネットワーク運用を行うデジタル社債基盤技術です。

セキュリティトークンを扱うデジタル社債基盤技術基盤としては、顧客資産の流出を未然に防止するため、セキュリティ確保の蓋然性が高いものを選択することが重要であり、「コンソーシアム型」の持つ以下の特性は、セキュリティリスクを極小化する観点から、より望ましい技術として当社は評価しています。

(イ) ネットワークにアクセス可能な者が限定的

「パブリック型」では不特定多数の主体がネットワークにアクセスすることが可能ですが、「コンソーシアム型」ではアクセス範囲の限定が可能です。

(ロ) トランザクションを作成しうるノードの限定・選択が可能

「パブリック型」では誰でもブロックチェーンに取り込まれるデータを作成することができるため、不特定の者がネットワーク上でトランザクション（価値データを移転する記録をいいます。以下同じです。）を作成することが可能ですが、「コンソーシアム型」ではブロックチェーンに取り込まれるデータを作成することができるノードとして参加するためにはネットワーク運営者の許可が必要なため、データの作成者が限定され、また特定の者を選択することも可能です。

(ハ) トランザクション作成者の特定が可能

「パブリック型」では不特定多数の者がネットワーク上でトランザクションを作成することが可能であり、また、それらの者の氏名・住所等の本人情報とデジタル社債基盤技術上で公開されているアドレスとが紐づけられていないため、特定のトランザクションを誰が作成したかを特定することは困難ですが、「コンソーシアム型」ではブロックチェーンに取り込まれるデータを作成できるノードの保有者は特定されているため、誰がいつ書き込んだかを全て追跡することが可能です。

②デジタル社債基盤技術基盤GoQuorumの内容および選定理由

GoQuorumは、2016年にJ.P. Morgan Chase & Co. によってEthereumをベースとして金融分野におけるエンタープライズ用途で開発されたブロックチェーンプロトコルです。その後、2020年に米国のブロックチェーン企業ConsenSys Inc. によって買収されました。GoQuorumの有する以下の特徴から、「コンソーシアム型」デジタル社債基盤技術の中でもより望ましい基盤として当社は評価しています。

(イ) 高い障害耐性とファイナリティ

ibet for FinではGoQuorumが対応するコンセンサス・アルゴリズムのうち、ビザンチン耐性を有する「Istanbul BFT」を採用し、ブロックチェーンネットワークを地理的に複数分散されたノードで運営することで、一部のブロックチェーンノードがシステム障害等で停止したとしても、ネットワーク全体としては正常稼働の継続が可能な高い障害耐性を実現可能です。また、ブロックチェーン上での取引データはファイナリティ（決済完了性）を有しており、後から取引が覆るリスクやブロックの改竄に対する耐性も高いものとなります。

(ロ) Ethereumとの互換性

GoQuorumは、「パブリック型」ブロックチェーンのEthereumをベースに開発されており、Ethereumとの一定の互換性を有しております。そのため、分散型金融の基盤となっているEthereumのソースコードや周辺ツール群の利用が可能で、高い拡張性を有しております。

(2) デジタル社債プラットフォームの名称、内容および選定理由

本社債の取得および譲渡は、BOOSTRYが開発を主導するセキュリティトークンの発行および管理プラットフォームであるibet for Finを利用して行います。本社債の募集は、引受人である野村証券株式会社の委託販売先であるLINE証券株式会社が管理する既存のコンピュータシステムを通じて行い、ibet for Finと連携します。投資家は本社債の取得に際して、LINE証券株式会社経由でのみ申し込みを行います。投資家は直接ibet for Finにアクセスすることはなく、投資家のibet for Finにおけるアカウント・秘密鍵はLINE証券株式会社から委託を受けた野村証券株式会社が管理し、野村証券株式会社を経由して取引データが記録・更新されます。

・プラットフォームibet for Finの内容および選定理由

セキュリティトークンの取引を支える仕組みとして、投資家の権利が保全され、譲渡に際しても安定的に権利を移転でき、かつそれらの処理を効率的に実現できるプラットフォームを選択することが重要です。当社は、以下の特徴からibet for Finは本社債の取得および譲渡のために用いるプラットフォームとして適切であると評価しています。

※ セキュリティトークンの適切な取扱いが可能

ibet for Finはセキュリティトークンを扱うためのスマートコントラクト（ブロックチェーン上のトークンの移転を一定の条件に従って自動的に実行するためのプログラム）やネットワーク運営が整っており、社債や証券化商品等の様々な有価証券を発行・管理できる仕組みとなっています。また、国内の金融機関等が管理を行う金融ネットワークが共同運営しており、その運営についても安定しています。社債発行において実務上適切に権利者を管理できるITサービスが提供されており、公募の社債型セキュリティトークンの取扱い実績もあることから適切なプラットフォームといえます。

2 デジタル社債基盤技術提供者およびデジタル社債プラットフォーム提供者
株式会社BOOSTRY

ibet for Finは、BOOSTRYが開発を主導しています。BOOSTRYはibet for Finの金融コンソーシアムにおける事務局として、コンソーシアム規約に則り、ノードの運営・ブロックの承認・ネットワークの維持等を担っております。

3 管理報酬等およびその他の手数料等
該当事項はありません。

4 電子記録移転有価証券表示権利等に関するリスク
別記「募集又は売出しに関する特別記載事項 リスクおよび留意事項について」をご参照ください。

第二部【公開買付け又は株式交付に関する情報】

該当事項はありません。

第三部【参照情報】

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第32期（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）2021年6月21日関東財務局長に提出

2【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第33期第1四半期（自 2021年4月1日 至 2021年6月30日）2021年8月12日関東財務局長に提出

事業年度 第33期第2四半期（自 2021年7月1日 至 2021年9月30日）2021年11月11日関東財務局長に提出

事業年度 第33期第3四半期（自 2021年10月1日 至 2021年12月31日）2022年2月10日関東財務局長に提出

3【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本発行登録追補書類提出日（2022年6月14日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第14号の規定に基づく臨時報告書を2021年12月21日に関東財務局長に提出

1の有価証券報告書提出後、本発行登録追補書類提出日（2022年6月14日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2022年6月13日に関東財務局長に提出

4【訂正報告書】

訂正報告書（上記1の有価証券報告書の訂正報告書）を2022年5月31日に関東財務局長に提出

第2【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書および四半期報告書（以下有価証券報告書等という。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本発行登録追補書類提出日（2022年6月14日）までの間において変更および追加すべき事項が生じております。

以下の内容は、当該「事業等のリスク」を一括して記載したものであり、変更および追加箇所については_____で示しております。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、下記「事業等のリスク」に記載の事項を除き、当該事項は本発行登録追補書類提出日（2022年6月14日）現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。なお、当該将来に関する事項については、その達成を保証するものではありません。

[事業等のリスク]

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスクは、以下のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、本発行登録追補書類提出日（2022年6月14日）現在において当社グループが判断したものであります。

また、当該将来に関する事項については、その達成を保証するものではありません。

① 事業内容の特性に係るリスク

・顧客に提供する商品及びサービスに係るリスクについて

当社グループの収益の大半は投信投資顧問業に係る委託者報酬及び投資顧問料収入によって構成されており、加えて当社グループが運用する資産の投資対象の大半を日本及びアジア地域の上場株式が占めています。従って、当社グループの運用資産残高や運用実績等は、世界経済の動向や、気候変動により起こる異常気象や自然災害、パンデミック、紛争、戦争など日本及びアジア地域の上場株式市場に影響を及ぼす事象の他、同地域の上場株式に対する顧客の資産配分方針に大きく影響を受けます。

また、気候変動問題をはじめとする、ESG（環境・社会・ガバナンス）課題の顕在化に伴い当社グループのステークホルダーからは、責任ある投資家として、ESGに配慮した責任ある投資を行うよう期待されております。

当社グループの責任投資に関する取り組みや開示が期待から大きく乖離した場合には、運用資産残高の減少に伴う運用報酬の減少など、当社グループの業績に悪影響が及ぶおそれがあります。

このようなリスクに対して当社グループは、上場株式を運用対象とする事業において投資戦略の多様化に取組む一方、不動産、再生可能エネルギー発電事業や未公開株式等を運用対象とする商品の開発・提供にも注力し、これを着実に拡大しております。日本及びアジア地域の上場株式市場の低調な状況がたとえ長期化したとしても、グループ全体の業績に対する影響は過去に比べて相対的に小さくなっており、安定的に基礎収益を計上できる基盤が、より強化されてきていると考えております。

また、ESGに配慮した責任ある投資を適切に行うため、グループCIOを委員長とした責任投資委員会を設置し、当社グループの全ての投資戦略において、責任投資が適切に実践されているか等を協議し、推進しております。

・顧客基盤や販売チャネルの不安定性に係るリスクについて

当社グループは国内外に幅広い顧客ネットワークを構築して参りましたが、その基盤は必ずしも十分なものではありません。また、それら顧客と当社グループとの契約は比較的短期の事前通知により、また契約によっては事前通知することなく、いつでも顧客が解約することが可能です。一部の投資顧問契約及び投資信託を除いては、顧客に契約の終了又は資金の引出しを禁じるロック・アップ期間はありません。よって一部の顧客が契約の全部又は一部解約などを行ったり、他の顧客がこれに追随したりするなどしてファンド規模が縮小することがあります。さらに解約などによりファンド規模が縮小した場合、既存又は新規の顧客から新たな資金を集めることが困難になることがあります。これらの結果、運用報酬の減少など、当社グループの業績に悪影響が及ぶおそれがあります。

また、当社グループは他の多くの資産運用会社と異なり、銀行、証券会社、保険会社といった大手金融機関を核とした金融機関の系列に属しておらず、独立系の資産運用会社として自力で顧客基盤と販売チャネルを構築してまいりました。これらの競合他社は、系列に属することで強力な販売チャネルの活用が可能となることに加え、比較的解約リスクの低い資金を集めることが可能であり、当社は運用資産残高及び営業収益の安定性あるいは耐久力に関して、比較劣位にあります。従いまして、今後も顧客基盤や販売チャネルの不安定性に基づく当社グループの運用資産残高の低下に伴う残高報酬の減少など、当社グループの業績に悪影響が及ぶおそれがあります。

このようなリスクに対して当社グループは、一つの機関投資家から大きな資金をお預かりすることだけでなく、個人投資家からの資金も含め、小口の運用資金を積み上げていくことで、特定の投資家への集中度を低下させ、たとえ解約が起きたとしても解約金額が限定的になるように努めております。

・運用実績の変動に係るリスクについて

当社グループが顧客から受託している運用資産に係る運用実績が悪化した場合、既存顧客との契約の維持及び新規契約の獲得に困難が生じ、運用資産残高の低下を招き、当社グループの業績及び今後の事業展開に悪影響を及ぼすおそれがあります。また、当社グループは営業収益の一部を、運用実績に基づく成功報酬により得ておりますが、成功報酬の金額は運用実績を反映して毎年大きく変動しております。

このようなリスクに対して当社グループは、良好な運用実績を安定的に達成するため、創業時より続く社内の勉強会などを通じて、投資哲学の共有や運用能力の維持向上に努めております。

さらに、当社グループが運用する投資戦略は、成功報酬の付帯比率が高いオルタナティブ運用型の投資戦略と成功報酬の付帯比率が低い伝統的運用型の投資戦略の2つに大別され、この成功報酬の付帯比率を高位に保つことを経営方針の1つとしておりますが、日本及びアジアの株式市場の変動をはじめとする市場環境の動向や、それに基づく当社グループの運用実績、顧客の資産配分方針の変動などによって成功報酬の付帯比率が変動する可能性があります。

このようなリスクに対して当社グループは、既存の戦略においては成功報酬付きファンドの運用資産残高を積み上げるべくマーケティング活動に注力している他、新規戦略において成功報酬を計上できるようなスキームづくりに努めております。

・運用対象の拡大に係るリスクについて

当社グループは、日本及びアジア地域の上場株式を運用対象とする事業の他、不動産や再生可能エネルギー発電事業等のインフラ資産を運用対象とした商品の開発・提供にも注力しております。

当該分野の事業発展には、従前とは異なった経験や知見を有する人材やリソースの確保が必要であり、事業展開に想定以上の時間を要したり、初期投資の負担が一時的に収益性を毀損するおそれがあります。またこれらの事業領域では、個々の案件を推進した当社グループが第三者に生じた損害に対して賠償責任が生じ得る等の独自のリスクもあります。さらに、万一、顧客やマーケットの信頼を失い、監督当局から行政処分を受けるなどした場合は、当社グループの事業、経営成績及び財務状態に悪影響を及ぼすおそれがあります。その他、新規分野においては必ずしも市場が十分に成熟していないことを背景として、法令や諸規則の改正又はその解釈や運用の変更が行われる可能性もあり、その内容によっては今後の業務展開や業績に悪影響を及ぼすおそれがあります。

このようなリスクに対して当社グループは、個々の案件において可能な限り保険或いは契約等によりリスクの回避を図る他、法的規制に対する十分な理解や内部管理体制の構築、そのための人材の充実に努めるほか、その領域に精通した外部専門家に十分なアドバイスを求めるなどの対策を講じております。また、撤退の基準を明確にするなど判断の遅れによる損失の拡大を防ぐよう努めております。

・当社グループが管理運営するファンドに係るリスクについて

当社グループが無限責任組合員又はゼネラルパートナーとしてファンドに関与している場合において、その運用方針、運用制限に沿ってファンド運用を行っている限りは、ファンドの出資額を超える損失が発生し、またそれについて当社グループが責任を負わなければならない事態は、ファンドの運用方針、運用制限の内容からは想定されません。しかしながら、何らかの逸脱行為によって出資額を超える損失を負担する可能性を完全には否定できず、この場合、当社グループの業績に悪影響を及ぼすおそれがあります。

このようなリスクに対して当社グループは、ファンドとの契約内容が適切なものとなっているか、運用制限に沿ってファンド運用を適切に行っているか等、確認できる体制を構築しております。

・信用供与に関する偶発債務の顕在化に係るリスクについて

当社グループが不動産や発電事業等の実物資産に係る投資スキームを構築する上で、子会社や投資スキーム等を通じて保証等の信用供与を行う必要が生じる場合が例外的に存在します。信用供与先が、信用力低下や破綻等によって取引当事者としての義務を果たせない場合は、信用供与に関する偶発債務の顕在化のリスクが具体化し、これにより当社グループの事業活動に支障をきたし、当社グループの業績に悪影響が及ぶおそれがあります。

このようなリスクに対して当社グループは、事前に外部専門家に十分なアドバイスを求めるなどの対策を講じる他、保証実行のリスク等を慎重に検討し、顕在化するリスクが極めて低いと判断したもののみ限定的に信用供与を行うことに努めております。

・投資先企業への役員派遣に係るリスクについて

当社グループは投資先企業の価値向上のため、役職員を投資先企業の役員として派遣することがあります。その役職員個人に対して、役員損害賠償請求等があった場合、当社グループがその個人に生じた経済的損失の全部又は一部を負担することとなる可能性があるほか、当社グループに使用者責任が発生する可能性があります。

このようなリスクに対して当社グループは、投資先企業において会社役員賠償保険（D&O保険）の付保や責任限定契約の締結を求めるとともに、投資先企業の所在地や業態などを確認し、派遣している役職員が、当社が加入するD&O保険の補償対象範囲に含まれるように努めております。

② 経営の外部環境に係るリスク

・他社との競合に係るリスクについて

資産運用業、特に投資助言業は、金融業界の他業種に比べると参入障壁が比較的低い業種であり、常に国内外からの新規参入者との競合を覚悟する必要があります。また、グローバルレベルでの資産運用ニーズの高まりは資産運用業界全体にとっての追い風ではありますが、これにより新規参入が将来にわたってさらに促進される可能性があると共に、国内外の大手金融機関が資産運用サービスを経営戦略上重要なビジネスと位置づけ、積極的に経営資源を投入してくるケースも想定されます。また、業界内での統廃合によって、当社グループの競合他社の規模や体力が増強されることがあります。さらに、競合他社が当社グループのファンドマネージャーやその他の従業員の移籍・採用を図る可能性もあります。

この様に他社との競合は今後も激化していくことが予想され、その場合には、顧客の獲得や維持に困難が生じるだけでなく、残高報酬料率や成功報酬料率の水準にも影響を及ぼし、当社グループの業績に悪影響が及ぶおそれがあります。

このようなリスクに対して当社グループは、日本及びアジア地域の上場株式を運用対象とする事業において投資戦略の多様化に取り組む一方、不動産、再生可能エネルギー発電事業や未公開株式等を運用対象とする商品の開発・提供にも注力し、これを着実に拡大することで、結果的に競合する他社とは異なるユニークな事業展開によって差別化を図っております。

また、当社グループの投資哲学を深く理解し、共有・実践することのできる運用体制の構築を、時間をかけて愚直に行うこと、そして当該運用体制によって長く優れた運用実績を積み重ねることが資産運用業にとって最も大切であり、競合する他社には簡単に作り上げられない価値と考え、今後も維持・強化していくとともに、この価値を当社グループのブランド構築の柱に据えて取り組んでまいります。

その他、採用した優秀な人材が互いに切磋琢磨し、成長の機会が提供されて自らの成長を実感できるよう、裁量を与えられて仕事に取り組むことができる社風を維持することに努めている他、適切なインセンティブ制度の提供という金銭的なモチベーションだけでなく、非金銭的なモチベーションも強く感じることできるよう、“Professional Nurturing Ground（プロを育む肥沃な土壌）”の提供に取り組んでおります。

・為替相場の変動に係るリスクについて

当社グループの財務諸表は円建てで表示されているため、外国為替レートの変動は、外貨建て資産及び負債の円換算額に影響を及ぼします。また、当社が海外子会社を連結する際には、当該子会社における外貨建ての資産や負債あるいは収益及び費用の円換算額も変動し、連結貸借対照表・連結包括利益計算書上の「為替換算調整勘定」を変動させます。

その他、日本国内子会社の営業収益の大部分は円建てですが、一部の外貨建て取引においては外国為替レートの変動により、これらを円換算する際に、為替差損が生じるおそれがあります。日本以外の顧客との契約の増加などを理由として外貨建て取引が増加した場合、為替変動リスクが増大する可能性があります。

このようなリスクに対して当社グループは、為替変動リスクの業績への影響を最小限にするため、為替予約を行うなど為替変動リスクをヘッジする方策を講じております。

③ 内部管理に係るリスク

・アジア地域で実行したM&Aに係るリスクについて

当社グループは、国内外の投資家に対してアジア地域の成長機会を提供すべく、アジア地域の運用会社のネットワーク化に取り組んでおります。

2005年2月には、韓国に拠点をもつSPARX Asset Management Korea Co.,Ltd.（以下、「SPARX Korea社」）の発行済株式の過半数を取得し、また2006年6月には、香港を主な拠点とするSPARX Asia Capital Management Limited（旧 PMA Capital Management Limited）の全株式を取得いたしました。さらに、2014年4月には、総合不動産投資顧問業（いわゆる不動産投資一任業及び不動産投資顧問業）等を営むスパークス・アセット・トラスト&マネジメント株式会社（旧 ジャパンアセットトラスト株式会社）の株式を取得し、完全子会社といたしました。

しかしながら、M&A戦略に基づく事業展開が計画通りに進捗しなかったり、あるいは予期しない環境変化などにより買収会社の業績が著しく悪化した場合には、当社グループの経営成績及び財務状態に悪影響が及ぶ可能性があります。

このようなリスクに対して当社グループは、日本・韓国・香港の運用拠点が、スパークスの投資哲学の共有を徹底させることで、各拠点における運用力の向上を図ると同時に、各拠点が協働することで業績の向上に努めております。また、当社取締役会による業績の定期的なモニタリングなど、グループ内に適切な内部管理体制を構築し、各社の事業計画の進展を確認しております。

・自己勘定からの投資に係るリスクについて

当社グループは、自己勘定から当社グループが運用するファンドや量子コンピュータ、医療・介護などの成長領域等への投資を行っております。2022年3月末の有価証券・投資有価証券の残高は121億55百万円であり、総資産の32.7%を占めています。この投資額は過去から増減しており、余裕資金の残高、市場環境及び当社グループの運用実績等に基づき、今後も大きく変動する可能性があります。この投資のうち市場価格がある有価証券・投資有価証券については、取得原価と時価との差異は、税効果を考慮した後、貸借対照表における「その他有価証券評価差額金」に計上されておりますが、取得価額を時価が下回った状態で実際に解約・償還等が行われた場合や時価が著しく下落したこと等により減損処理を行った場合には、売却損や評価損として損益計算書に反映され、当社グループの業績が悪影響を受けるおそれがあります。また、市場価格がない有価証券・投資有価証券については、貸借対照表において取得原価で計上されており、投資先の業績不振等により有価証券等の資産価値が下落し減損処理を行った場合には評価損として損益計算書に反映され、当社グループの業績が悪影響を受けるおそれがあります。

このようなリスクに対して当社グループは、投資総額が連結純資産額の一定の範囲に収まるように管理する他、市場価格のある有価証券・投資有価証券については月次でモニタリングを実施して時価及び損益の把握に努め、また、市場価格のない有価証券・投資有価証券については、四半期ごとに事業進捗、財務状況等の把握に努めることで、それぞれ投資先の状況を定期的に確認しております。

・税に係るリスクについて

当社グループは、国内外で事業を展開し、各国の税法に準拠して適正な納税を行っております。しかし、国や地域間での税務上の取り決め及び各国や各地域における税制上の制度運用や解釈などに変更が生じた際の対応が不十分な場合には、今後の事業展開や当社グループの業績に悪影響を及ぼすおそれがあります。

このようなリスクに対して当社グループは、適切な納税を行うため、各拠点においてそれぞれ又はグループ全体で税務顧問のアドバイスを受け、適切な税務判断を行うよう努めております。

・人材の確保に係るリスクについて

当社グループは、事業の維持及び成長を実現するためには、全ての部門で適切な人材を適切な時期に確保することが重要と考え、継続的に優秀な人材を採用し、教育を行ってまいります。しかし、優秀な人材が社外に流出

した場合や人材の採用・教育が予定通り進まなかった場合、当社グループの事業活動に支障をきたし、当社グループの業績に悪影響が及ぶおそれがあります。

このようなリスクに対して当社グループは、「世界で最も信頼・尊敬される投資会社になる」ことで「世界を豊かに、健康に、そして幸せにする」というミッションをグループ全体へ浸透させるため、ビジョンステートメントを作成し、それに沿った採用のルールを設けるなどの取組を行っております。その他、採用した優秀な人材が、互いに切磋琢磨し、成長の機会が提供されて自らの成長を実感できるよう、また金銭的なモチベーションだけでなく、非金銭的なモチベーションを強く感じることのできるよう、“Professional Nurturing Ground（プロを育む肥沃な土壌）”の提供に取り組んでおります。

・外部事業者に係るリスクについて

当社グループは、業務遂行の過程で多くの外部事業者を活用しています。これらには投資信託財産や顧客資産の保管・管理を行うために指定される受託銀行（投資信託委託契約及び国内顧客との投資一任契約の場合）及び保管銀行（外国籍の顧客との投資一任契約の場合）、取引を執行する証券会社などが含まれます。当社グループが利用している外部事業者において、安定的なサービス提供に困難が生じるような事態が発生した場合、当社グループの業務遂行上に支障が発生するおそれがあります。また、当社グループの信用が間接的に損なわれるおそれもあります。

このようなリスクに対して当社グループは、特定の外部事業者に依存した業務遂行を行わないように努める他、定期的に外部委託先の往査を行うなど継続的なモニタリングを通じて、安定的なサービス提供が受けられることの確認に努めております。

また、マネーロンダリング/テロ資金供与対策（以下、「AML/CFT」という。）に対する規制が今般強化されており、ファンドの販売会社に対してもAML/CFTへの対応状況をモニタリングしております。

・システム障害に係るリスクについて

当社グループが業務を行う上でコンピューター・システムは必要不可欠なものであり、障害が生じた場合、当社グループの業務に悪影響を及ぼすおそれがあります。また、テロ、気候変動により起こる異常気象から生じる風水害や地震等の自然災害、さらには高度化する外部からのサイバー攻撃その他の不正アクセスにより、当社グループの重要な情報の改ざん、消失を引き起こし、想定以上のシステム障害が発生した場合には、業務に悪影響を及ぼすおそれがあります。

このようなリスクに対して当社グループは、情報セキュリティ規程類を整備し、システムの改善、サーバーの増強、信頼性の高いデータセンターを利用するなど、システムの安定的な稼働及び保守運営と保持する情報資産の機密性・完全性・可用性の確保に努めております。加えて、サイバー攻撃の高度化を踏まえ、サイバーセキュリティ規程類を整備し、多層防御（入口対策、内部対策、出口対策）によるシステム脆弱性の適切な対応、定期的な訓練を実施するなど、サイバーセキュリティ対策の強化に努めるとともに、業務継続のための計画を策定し、事故・災害等発生時の業務への支障を軽減するための対策を講じております。

・役職員による過誤及び不祥事並びに情報漏えいに係るリスクについて

当社グループの役職員等による業務上の過誤や不祥事等、あるいは情報の漏洩や悪用が発生した場合、当社グループが第三者に生じた損害を賠償する責任を負うだけでなく、顧客やマーケットの信頼を失い、さらには監督当局から行政処分を受けるなど、当社グループの事業、経営成績及び財務状態に悪影響を及ぼすおそれがあります。

このようなリスクに対して当社グループは、社内業務手続の確立を通して役職員による過誤の未然防止策を講じている他、情報の重要性に応じたセキュリティ体制を構築し、情報漏えいを未然に防止する体制を構築しております。また、業務上のヒヤリハット（重大な災害や事故には至らないものの、直結してもおかしくない一歩手前の事例の認知）を「インシデントレポート」として取りまとめ、社内委員会にて共有し、継続的な業務改善に努めております。特にコロナ禍においてテレワークが進み業務上の過誤の発生可能性が高まっているため、社内業務手続の確立を通して役職員による過誤の未然防止策を講じております。その他、コンプライアンス関連、情報セキュリティ関連の研修などを通じて、役職員の意識を継続的に高めるよう努めております。

④ その他のリスク

・法的規制に係るリスクについて

当社グループは、日本においては、金融商品取引法に定める投資運用業、投資助言業、第一種金融商品取引業及び第二種金融商品取引業に加え、それらに関連あるいは付随する業務を営んでおりますので、金融商品取引法を始めとする各種の法令や諸規則を遵守する必要があります。

当社グループでは、現時点において、主たる業務において以下の許認可及び登録（以下、「許認可等」という。）を受けております。現時点におきましては、上記免許又は認可が取消となるような事由は発生しておりませんが、将来、何らかの理由により許認可等の取消等があった場合には、当社グループの事業推進に悪影響を及ぼす可能性があります。

取得・登録者名	スパークス・アセット・マネジメント株式会社	スパークス・アセット・トラスト & マネジメント株式会社
取得年月	2007年9月30日	2007年9月30日
許認可等の名称	金融商品取引業者（登録）	金融商品取引業者（登録）
所管官庁等	金融庁	金融庁
許認可等の内容	投資運用業 投資助言・代理業 第一種金融商品取引業 第二種金融商品取引業 登録番号 関東財務局長（金商）第346号	投資運用業 投資助言・代理業 第二種金融商品取引業 登録番号 関東財務局長（金商）第783号
有効期限	有効期間の定めはありません。	有効期間の定めはありません。
法令違反の要件 及び主な許認可取消事由	不正の手段により登録を受けた場合、役員等が欠格事由に該当する場合、純資産額が必要かつ適当な水準に満たない場合など、金融商品取引法第52条に抵触する場合は登録の取消	不正の手段により登録を受けた場合、役員等が欠格事由に該当する場合、純資産額が必要かつ適当な水準に満たない場合など、金融商品取引法第52条に抵触する場合は登録の取消

取得・登録者名	スパークス・アセット・トラスト & マネジメント株式会社	スパークス・アセット・トラスト & マネジメント株式会社
取得年月	2017年4月28日	2016年7月15日
許認可等の名称	不動産投資顧問業者（登録）	宅地建物取引業者（免許）
所管官庁等	国土交通省	東京都
許認可等の内容	総合不動産投資顧問業 登録番号 国土交通大臣 第149号	免許証番号 東京都知事(3)第86144号
有効期限	2022年4月28日から 2027年4月27日まで (5年間) 以後5年ごとに更新	2021年7月15日から 2026年7月14日まで (5年間) 以後5年ごとに更新
法令違反の要件 及び主な許認可取消事由	不正の手段により登録を受けた場合、役員等が欠格事由に該当する場合など、不動産投資顧問業登録規程第30条に抵触する場合は登録の取消	不正の手段による免許の取得、役員等が欠格事由に該当する場合など、宅地建物取引業法第66条に該当する場合、免許の取消

また、韓国、香港、バミューダ及びケイマン等におきましても資産運用業等を営んでおりますので、それぞれの国や地域における法令や諸規則を遵守する必要があります。広範な権限を有する監督当局等から行政上の指導あるいは処分を受けるというような事態が生じた場合には、その内容によっては通常の業務活動が制限されたり、行政処分などを理由として顧客が資産を引き揚げたりするおそれがあります。また、法令や諸規則の改正又はその解釈や運用の変更が行われる場合、その内容によっては今後の業務展開や業績に悪影響を及ぼすおそれがあります。

加えて当社グループは気候変動に対する政策及び法規制、市場の要求を踏まえ、再生可能エネルギー事業に取り組んでおりますが、これらの規制が予測を超えて厳しくなった場合は、当社グループの経営成績、財政状態等に影響を与えるおそれがあります。

このようなリスクに対して当社グループは、国内外の法令や諸規則の遵守を徹底するため、グループ各社が社内規則及びモニタリング体制の整備、さらには役職員等に対する研修に努める一方、当社に設置されたコンプライアンス委員会がグループ内の利益相反取引などのモニタリングと指導を行い、適切なコンプライアンス態勢を維持・強化に努めております。また当社グループの事業に関連する政策や法規制の改正等の動向に注視し、事業への影響の低減を図っております。

・訴訟等の可能性に係るリスクについて

当社グループの事業に重大な影響を及ぼす訴訟等は現在存在しません。また当社グループの事業に重大な影響を及ぼすような訴訟に発展するおそれのある紛争も現在ありません。しかしながら、当社グループの事業の性格上、当社及び当社の国内外子会社が関連法規や各種契約などに違反し、顧客に損失が発生した場合等には訴訟を提起される可能性があります。このような訴訟が提訴された場合、訴訟の内容及び金額によっては当社グループの業績に悪影響を及ぼすおそれがあります。

このようなリスクに対して当社グループは、グループ各社に適切な内部管理体制を構築し、各社にコンプライアンス委員会を設置して関連法規や各種契約などに違反していないかどうかモニタリングと指導を行い、当社のコンプライアンス委員会がそれらを取りまとめ、グループ全体のコンプライアンス態勢が適切な水準を維持していることを、常に確認しております。

また、グループ役職員に求められる行動規範の1つとして「悪い情報ほど早く報告する」を定め、これに従って大小にかかわらず顧客からの不満、クレームに関する情報が、適時に経営陣に報告される体制を構築しております。さらにその内容によっては、外部専門家に十分なアドバイスを求めるなどの追加的対策を講じます。

・阿部修平への依存の高さに係るリスクについて

当社の創業者であり、現 代表取締役社長である阿部修平は、当社グループの事業経営及び投資戦略の方向性の決定において重要な役割を果たしています。このため、阿部が何らかの事情で通常の職務を遂行できなくなる場合には、当社グループの業績に少なからぬ悪影響を及ぼすリスクがあります。

また2022年3月末現在、阿部は、本人及び本人の出資する会社（以下「阿部グループ」といいます）を通じて、当社株式の過半を保有する大株主であります。阿部グループは、当社取締役の選任等会社の基本的な事項を決定することができるため、この点においても、阿部が何らかの事情で適切に議決権を行使できず、企業価値を害されるような議決権行使がされてしまう場合には、当社グループの利益ひいては他の株主の利益に少なからぬ悪影響を及ぼすリスクがあります。

このようなリスクに対して当社グループは、より組織的な運営形態の構築及びマネジメントを担い得る人材の育成により、阿部個人への依存度を引き下げる努力を継続的に行ってまいります。

・連結の範囲決定に係るリスクについて

当社グループは、「投資事業組合に対する支配力基準及び影響力基準の適用に関する実務上の取扱い」（企業会計基準委員会 実務対応報告第20号 最終改正平成23年3月25日）を適用しており、各ファンド及びSPCごとに、アセットマネジメント契約や匿名組合契約等を考慮し、個別に支配力及び影響力の有無を検討した上で、子会社及び関連会社を判定し、連結の範囲を決定しております。

今後、新たな会計基準の設定や実務指針等の公表により、各ファンド及び各SPCに関する連結範囲決定方針について、当社グループが採用している方針と大きく異なる会計慣行が確立された場合には、当社グループの連結範囲に大きな変更が生じ、当社グループの財政状態や経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

このようなリスクに対して当社グループは、新たな会計基準の設定や実務指針等の決定前からその動向を注視して影響を最小限にするように努めるほか、新たなファンドやSPCとの契約を締結する際に、個別に支配力及び影響力の有無を確認してまいります。

・負債による資金調達に係るリスクについて

当社グループでは、これまでアジア地域での事業展開を主たる目的に、自己資金の活用に加え、増資、銀行借入れ、社債による資金調達を行ってまいりました。2022年3月末時点の外部有利子負債額は90億円であり、株式会社格付投資情報センターより2022年3月末時点で取得している発行体格付けは「BBB+（安定的）」ですが、金融市場での信用収縮や金利上昇が生じた場合には、追加的な資金調達に悪影響を及ぼすおそれがあります。

このようなリスクに対して当社グループは、今後も保守的な財務方針を堅持し、バランスシートの健全性、キャッシュ・フローの安定性に留意した資金計画と財務活動によって、事業の発展に資する資金調達に努めてまいります。

・気候変動に係るリスクについて

当社グループは、気候変動が環境・社会、人々の生活・企業活動にとっての脅威であり、金融市場の安定にも影響を及ぼしうる最も重要なグローバル課題の一つであると認識しておりますが、気候変動に係るリスク及び収益機会が自社の事業活動や収益等に与える影響について、上場会社としての情報開示が不十分であった場合又はそのように見做された場合には、当社グループの企業価値の毀損に繋がるおそれがあり、当社グループの事業、財政状態及び経営成績に悪影響を及ぼすおそれがあります。

このようなリスクに対して当社グループは、金融安定理事会（Financial Stability Board）によって設立された気候関連財務情報開示タスクフォース（Task Force on Climate-related Financial Disclosures。以下「TCFD」）が策定した気候変動関連財務情報開示に関する提言への支持を表明するとともに、必要なデータの収集と分析を行い、TCFDに沿ったリスクの把握・評価や情報開示の拡充に取り組んでまいります。

・SNSなどを通じた情報発信に伴うリスクについて

当社グループ又は当社グループが行っている事業全般に対する否定的な風評が、マスコミ報道やインターネット上の掲示板、SNSへの書き込み等により発生・流布した場合、それが正確な事実に基づいたものであるか否かにかかわらず、当社グループ又は当社グループが行っている事業、あるいは当社グループが提供する商品やサービスのイメージ・社会的信用が毀損し、ひいては当社グループの業績や財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

このようなリスクに対して当社グループは、SNSやインターネット上の掲示板への悪質な書き込みに対して毎日モニタリングを行っており、必要に応じてSNSや掲示板の運営者に対し削除依頼等の対応を行ってまいります。

第3【参照書類を縦覧に供している場所】

スパークス・グループ株式会社 本社
(東京都港区港南一丁目2番70号品川シーズンテラス)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第四部【保証会社等の情報】

該当事項はありません。

「参照方式」の利用適格要件を満たしていることを示す書面

会社名	スパークス・グループ株式会社
代表者の役職氏名	代表取締役社長 グループCEO 阿部 修平

- 1 当社は1年間継続して有価証券報告書を提出しております。
- 2 当社の発行する株券は、東京証券取引所に上場されております。
- 3 当社の発行済株券は、3年平均上場時価総額が250億円以上であります。
48,831百万円

(参考)

(2021年6月30日の上場時価総額)

東京証券取引所における最終価格	発行済株式総数	
256円 ×	209,577,400株 =	53,651百万円

(2020年6月30日の上場時価総額)

東京証券取引所における最終価格	発行済株式総数	
216円 ×	209,577,400株 =	45,268百万円

(2019年6月28日の上場時価総額)

東京証券取引所における最終価格	発行済株式総数	
227円 ×	209,577,400株 =	47,574百万円

(注) 2019年6月30日は取引休業日であるため、その直前取引日である2019年6月28日の東京証券取引所における最終価格で計算しております。

事業内容の概要及び主要な経営指標等の推移

1. 事業内容の概要

i. 当社グループの事業の概要について

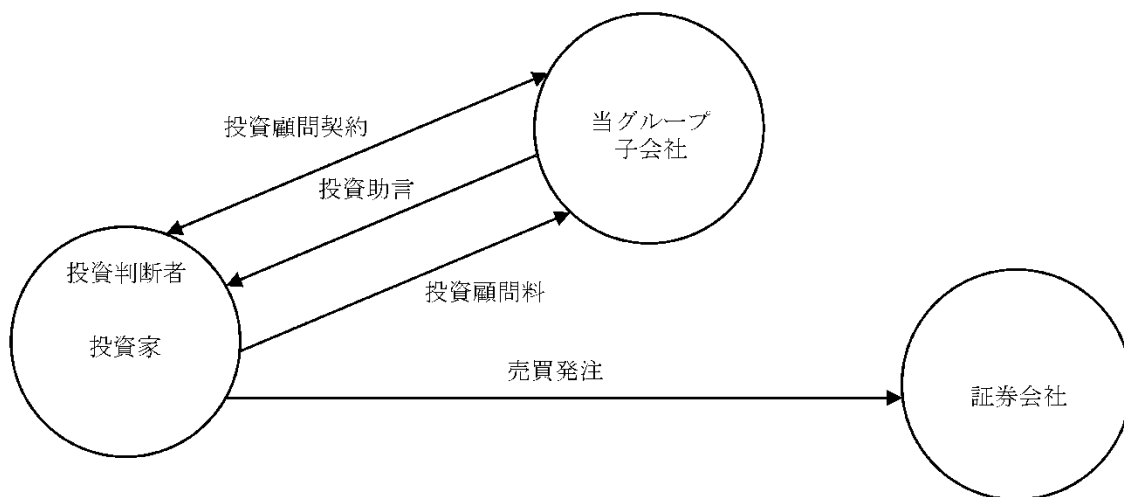
当社グループは、スパークス・グループ株式会社を持株会社として、連結子会社13社及び持分法適用関連会社2社（2022年3月末現在）で構成される、資産運用業（投資顧問業・投資信託委託業）を中核業務とする企業集団であります。

当社グループが提供する資産運用業は主として、スパークス・アセット・マネジメント株式会社による日本株式、再生可能エネルギー発電事業（発電事業等の開発段階から運転開始までのフェーズにおける投資）、未公開株式などを投資対象とした調査・運用のほか、スパークス・アセット・トラスト&マネジメント株式会社による不動産及び再生可能エネルギー発電事業（発電事業等の運転開始後の安定稼働フェーズ）などを投資対象とした調査・運用、SPARX Asset Management Korea Co., Ltd.による韓国株式を投資対象とした調査・運用及びケイマン諸島籍のSPARX Asia Capital Management Limitedの100%子会社であり、香港を主要拠点とするSPARX Asia Investment Advisors Limitedによるアジア株式を投資対象とした調査・運用から成っております。

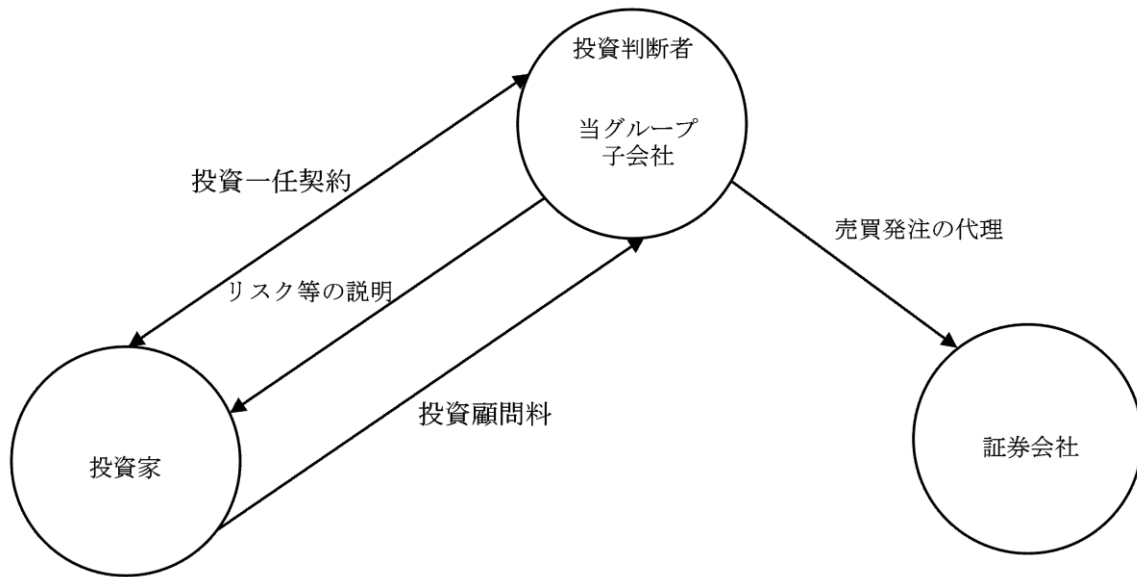
ii. 資産運用業の仕組みについて

投資顧問業とは、株式、債券などの有価証券に対する投資判断（有価証券の種類、銘柄、数、価格、売買時期などの判断）について、報酬を得て専門的立場から、投資家に助言を行う業務です。投資顧問業はさらに、「投資助言業務」と「投資一任業務」に大別されます。このうち投資助言業務は投資家との間で「投資顧問契約」を結び、その契約内容にしたがって投資助言のみを行う業務です。この場合、実際の投資判断と有価証券の売買・発注は投資家自身で行うこととなります。一方、投資一任業務は、投資家と「投資一任契約」を締結し、顧客から投資判断の全部又は一部と売買・発注などの投資に必要な権限を委任される業務です。投資一任契約の場合、どの有価証券への投資を通じて投資家の資産を運用するかという投資判断と実際の売買発注までを投資顧問会社が行います。

投資助言業務の仕組み

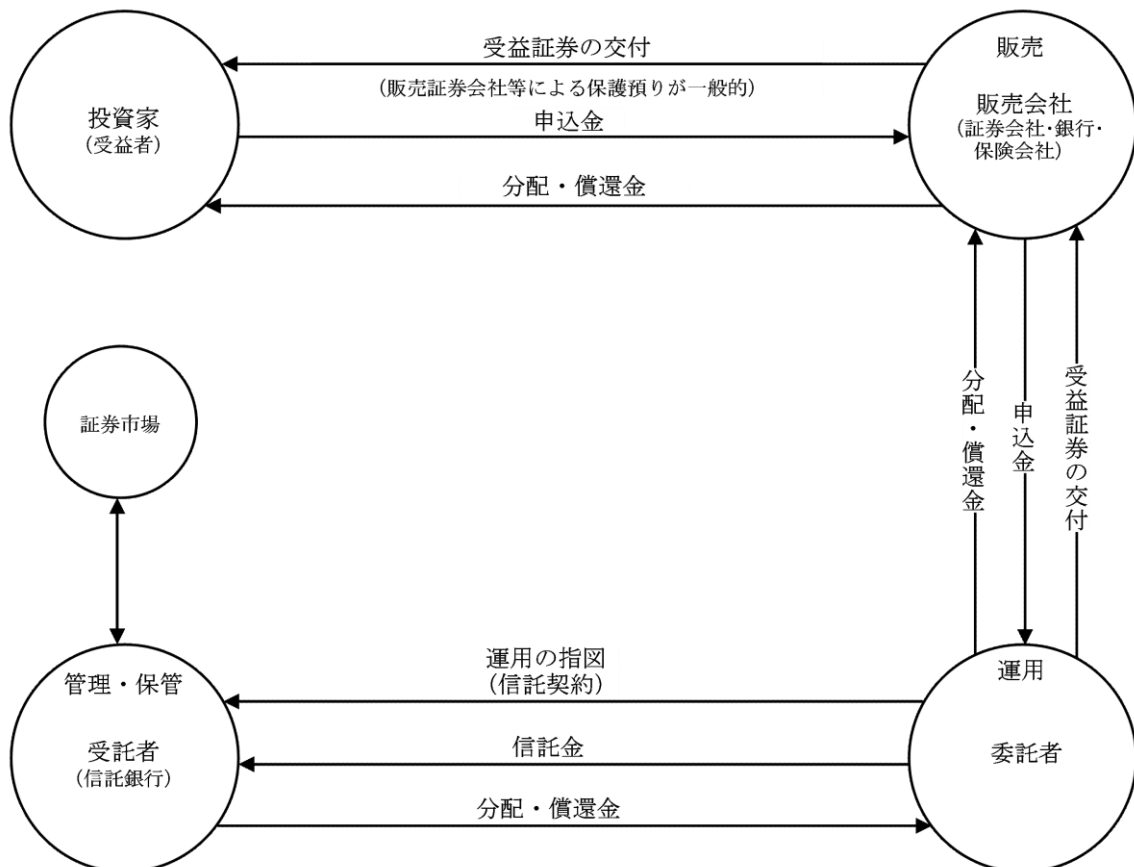


投資一任業務の仕組み



他方、投資信託委託業とは、業として委託者指図型の投資信託の委託者となることでもあります。運用の専門家である投資信託委託業者（委託者）として、投資信託への投資として投資家（受益者）から集めた資金を一つにまとめ有価証券に分散投資し、その成果（運用損益）を投資家に配分することを業務としております。

投資信託（契約型）の仕組み



(注) 投資信託には契約型と会社型があります。このうち、わが国の主流は契約型でありますので、上記では契約型の仕組みを記載しております。

iii. 当社グループの提供する投資戦略の変遷について

当社は、1989年7月1日の業務開始以来、独立系の投資顧問会社として日本株を中心に企業への個別訪問によるボトムアップ・アプローチを軸に、店頭登録企業を主体とする中小型株への投資に専門性を持った投資顧問会社として創業し、独創的な資産運用を行ってまいりました。

日本経済に大規模な構造変革が起きることを想定し、その変革の担い手は大企業ではなく、店頭登録企業に代表される新興の成長企業、中でも経営者が自社のマネジメントに哲学をもつオーナー企業であるとの確信に基づき、そのような企業を対象とする運用に特化したしました。その結果、創業時より必然的に採用された運用調査手法が、会社訪問による企業調査を中心とした「ボトムアップ・アプローチ」です。当社の調査対象である企業の分析は公開情報を机上で検証するのみでは十分とは言えません。投資対象企業に直接赴き、企業経営者の「生の声」を聞くことを通じて確認できる経営哲学、企業の現場でのみ体感できる成長企業の胎動を確認することで単なる文字や数字の羅列に過ぎない公開情報の奥に潜む真の企業像を浮き彫りにすることができると考えているからです。

この「ボトムアップ・アプローチ」に基づく個別企業訪問では主に「企業収益の質」「市場成長性」「経営戦略」を丹念に調査し、事業リスクなどを勘案したうえで将来の収益及びキャッシュ・フローの予測を行い、企業の実態から見た株式価値を計測します。この企業実態から見た株式価値と日々の株価との間に存在する乖離（バリュースプレッド）を投資機会として捉えます。これに独自の調査や投資仮説に基づき把握したバリュースプレッド解消のカタリスト（きっかけ・要因）を加味して投資判断を下しています。

1990年代の日本の株式市場では、市場における「勝ち組企業」と「負け組企業」の評価が明確化するとともに、大企業においても事業の再構築の進展度合いにより、市場の評価の二極化が進展しました。この結果、業種間の評価格差や同一業種内での株価の二極化が急速に進展し始めました。この様な市場の変化に的確に対応するために、1997年6月よりロング・ショート運用を開始いたしました。また同年、世界各国のヘッジ・ファンドを投資対象としたファンド・オブ・ファンズ運用も開始いたしました。

1999年からは、TOPIXをベンチマークとする年金基金の運用を開始し、国内大手証券会社のラップ口座の運用を受託いたしました。また、投資対象銘柄数を絞り込んだ集中投資型のファンドも同年運用を開始しております。加えて、2000年3月の投資信託委託業の認可取得後は国内公募投資信託、国内私募投資信託の運用を開始し、さらに2000年4月より国内の未公開企業を投資対象とした運用も開始いたしました。

2003年1月からは、企業統治（コーポレート・ガバナンス）を基軸とした日本企業の価値の拡大を促す投資ファンドの運用を開始いたしました。この投資では、投資対象企業を絞り込むことで一社当たりの持ち株比率を大きくし、投資先の企業の経営者と建設的な意見交換や議論を行い、十分な理解を得た上で、株主、従業員、その他利害関係者の利益のために、企業価値向上のための諸施策を求めてまいりました。この投資を行うに当たっても、投資先企業の選定方法は、当社が永年に渡り培ってきた「ボトムアップ・アプローチ」であることには変わりありません。これは、企業価値の本質を深く調査する従来のリサーチを進める過程でコーポレート・ガバナンスの観点から効率的な経営に転換できる企業を発掘することが可能であると判断しているためであります。

その後は、世界中の投資家の皆様にアジアの投資インテリジェンスを提供する最強のブランドを構築すべく、「Center for Asia Investment Intelligence」の旗印を掲げ、アジア経済の発展を享受すべくアジア地域での業務拡大を積極的に行ってまいりました。具体的には、2005年2月に韓国の資産運用会社 旧Cosmo Investment Management Co.,Ltd.（現、SPARX Korea社）の株式の過半数を取得し、韓国株式の調査・運用拠点をグループ内に持つことといたしました。さらに2006年6月に、日本を除くアジア地域で最大規模のオルタナティブ運用資産を保有するJPMA Capital Management Limited（現 SPARX Asia社）の全株式を取得し、SPARXグループが培ってきた運用手法・ノウハウをグループ全体で共有しつつ、経営資源を配分しております。

2012年からは、世界的な低金利と資金余剰を背景に、安定的なインカム・ゲインが期待できる投資に、国内外からの強い関心が寄せられていることから、2012年9月にSPARX Asia Capital Management Limitedにおいて、海外の機関投資家を対象に日本の居住用不動産を投資対象としたファンドを設定いたしました。更に2014年4月に全株式を取得したSATM社における不動産投資のノウハウを活かし、住宅、オフィスビル、倉庫、商業施設のみならず、ヘルスケア関連施設等への投資も開始しております。

また、2012年6月に東京都の官民連携インフラファンドの運用事業者指名され、太陽光を中心とする再生可能エネルギー発電事業を投資対象とする投資事業組合を組成し、その具体的な運用を開始いたしました。現在では複数のファンドからの投資実績が着実に積み上がっております。また、これまで提供してきた発電事業等の開発段階から運転開始までのフェーズにおける投資（グリーン・フィールド投資）に加えて、運転開始後のフェーズにおける投資（ブラウン・フィールド投資）にフォーカスした、長期的に安定したキャッシュ・フローを源泉としたファンドを設立し、運用を開始しております。

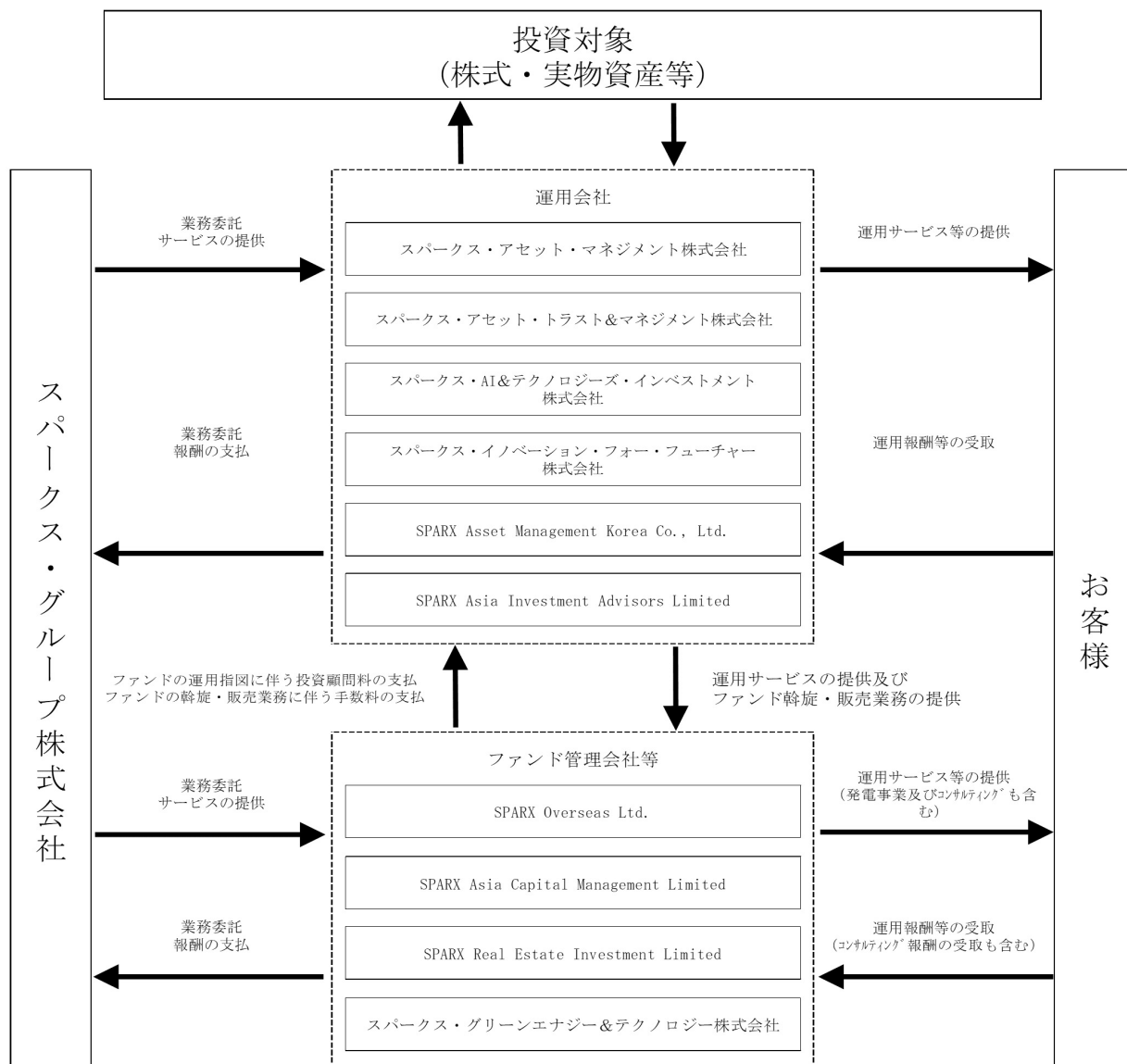
2015年11月に新たな取り組みとして、次世代の成長に資する投資を長期的な視点から実践し、投資会社として未来を創造する新たな領域を開拓するため、トヨタ自動車様及び三井住友銀行様と未来創生ファンドを設立し、国内外のベンチャー企業への投資を着実に実行しております。また、2020年に宇宙企業に投資を行う宇宙フロンティアファンド、日本における高い技術・技能を維持しモノづくりの力を今後も発展させていくために、優れた技術・人材・サービスを有する国内のモノづくり企業に投資する日本モノづくり未来ファンドを設立しております。

上記の投資戦略に加えて、AIの利用が前提となった新しい時代の成長領域は、エネルギー、医療・介護、そして量子コンピュータなどの領域と考えており、次のスパークスのビジネスの柱にしようと考えております。量子コンピュータ分野への投資は、東北大学及び量子アニーリングコンピュータの世界的権威である大関真之教授からのご理解を得て、この分野に特化した株式会社シグマアイに2019年4月に設立と同時に出資し、参画しております。医療介護については、医療法人社団五葉会の社員持分を2020年4月に取得し、2021年には介護分野への投資も開始しております。

今後も市場ニーズに応えた多様な商品を提供するとともに、バランスの取れた事業構造を確立してまいります。

(事業系統図)

当社グループの主要な取引の概略を以下に図示いたします。



2. 主要な経営指標等の推移

(1) 連結経営指標等

回次	第28期	第29期	第30期	第31期	第32期
決算年月	2017年3月	2018年3月	2019年3月	2020年3月	2021年3月
営業収益 (百万円)	8,907	13,227	11,239	12,476	14,295
経常利益 (百万円)	3,179	6,668	4,051	4,423	6,189
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	2,346	4,681	3,246	2,301	3,468
包括利益 (百万円)	2,482	4,949	3,118	1,606	5,338
純資産額 (百万円)	17,183	21,391	21,020	20,338	23,276
総資産額 (百万円)	23,541	31,336	31,331	33,707	37,986
1株当たり純資産額 (円)	77.37	96.89	101.91	98.77	116.47
1株当たり当期純利益金額 (円)	11.55	23.23	16.12	11.48	17.35
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	11.55	23.23	16.12	11.48	—
自己資本比率 (%)	66.7	62.3	65.5	58.6	61.3
自己資本利益率 (%)	15.7	26.6	16.2	11.4	16.1
株価収益率 (倍)	18.3	12.4	14.5	14.5	17.2
営業活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	1,972	7,144	678	4,535	6,118
投資活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	△1,658	△2,050	△709	△2,581	△2,900
財務活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	914	△763	△1,509	△297	△1,844
現金及び現金同等物の期末残高 (百万円)	14,459	18,649	17,152	18,474	19,935
従業員数 (名)	133	140	158	169	180

(注) 1. 営業収益には消費税等は含まれておりません。

2. 当社は2018年3月期より株式付与ESOP信託を導入しており、日本マスタートラスト信託銀行株式会社（株式付与ESOP信託口）が保有する自社の株式は、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額の算定上、期末発行済株式総数及び期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。

3. 第32期における潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第28期	第29期	第30期	第31期	第32期
決算年月	2017年3月	2018年3月	2019年3月	2020年3月	2021年3月
営業収益 (百万円)	1,460	1,974	2,489	3,606	3,272
経常利益 (百万円)	2,109	1,916	3,087	3,451	3,288
当期純利益 (百万円)	2,432	1,863	1,668	2,846	2,583
資本金 (百万円)	8,581	8,582	8,585	8,587	8,587
発行済株式総数 (株)	209,562,300	209,564,300	209,571,400	209,577,400	209,577,400
純資産額 (百万円)	13,757	14,840	14,987	14,998	17,480
総資産額 (百万円)	19,102	20,909	22,638	25,193	29,440
1株当たり純資産額 (円)	67.78	73.67	74.42	75.05	87.47
1株当たり配当額 (内1株当たり中間配当額) (円)	4.00 (-)	7.00 (-)	10.00 (-)	9.00 (-)	11.00 (-)
1株当たり当期純利益金額 (円)	11.97	9.24	8.28	14.20	12.92
潜在株式調整後1株 当たり当期純利益金額 (円)	11.97	9.24	8.28	14.20	-
自己資本比率 (%)	72.0	70.9	66.2	59.5	59.4
自己資本利益率 (%)	18.7	13.0	11.2	19.0	15.9
株価収益率 (倍)	17.63	31.17	28.26	11.69	23.07
配当性向 (%)	33.42	75.76	120.77	63.38	85.14
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (名)	23 (4)	23 (6)	29 (5)	35 (5)	24 (7)
株主総利回り (%) (比較指標：配当込みTOPIX)	94.3 (114.7)	131.1 (132.9)	111.8 (126.2)	86.0 (114.2)	148.7 (162.3)
最高株価 (円)	270	419	328	286	343
最低株価 (円)	165	178	160	154	157

- (注) 1. 営業収益には消費税等は含まれておりません。
2. 当社は2018年3月期より株式付与ESOP信託を導入しており、日本マスタートラスト信託銀行株式会社(株式付与ESOP信託口)が保有する自社の株式は、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額の算定上、期末発行済株式総数及び期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。
3. 2019年3月期の1株当たり配当額10円には、創業30周年記念配当3円を含んでおります。
4. 最高・最低株価は、2019年3月21日以前までは東京証券取引所JASDAQ(スタンダード)におけるものであり、2019年3月22日以降は東京証券取引所市場第一部におけるものであります。
5. 第32期における潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
6. 従業員数について、第32期より当社を兼務する子会社従業員数を除いております。なお、前事業年度の基準で集計した場合の従業員数は40名であります。

2022年3月期連結会計年度（2021年4月1日から2022年3月31日まで）の業績の概要

2022年5月6日開催の取締役会において承認し、公表した2022年3月期連結会計年度（2021年4月1日から2022年3月31日まで）の連結財務諸表は以下のとおりであります。

ただし、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人の監査は終了していないため、監査報告書は受領しておりません。

なお、金額については百万円未満を切捨てて表示しております。

連結財務諸表及び主な注記

(1) 連結貸借対照表

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当連結会計年度 (2022年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金・預金	19,935	19,199
前払費用	220	245
未収入金	1,209	971
未収還付法人税等	1	22
未収委託者報酬	1,048	1,048
未収投資顧問料	903	965
預け金	202	203
その他	20	67
流動資産計	23,541	22,723
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	105	61
工具、器具及び備品（純額）	145	90
機械及び装置（純額）	456	421
車両運搬具（純額）	0	0
土地	72	74
リース資産（純額）	97	140
有形固定資産合計	878	789
無形固定資産		
ソフトウェア	15	9
無形固定資産合計	15	9
投資その他の資産		
投資有価証券	11,948	12,155
長期貸付金	1,010	910
差入保証金	91	74
長期前払費用	64	86
退職給付に係る資産	6	18
繰延税金資産	432	373
投資その他の資産合計	13,552	13,619
固定資産計	14,445	14,418
資産合計	37,986	37,141

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当連結会計年度 (2022年3月31日)
負債の部		
流動負債		
短期借入金	2,000	2,000
1年内返済予定の長期借入金	5,000	—
未払手数料	307	184
未払金	1,436	1,526
未払法人税等	1,905	438
預り金	159	82
株式給付引当金	114	57
長期インセンティブ引当金	75	13
その他	366	268
流動負債計	11,363	4,571
固定負債		
長期借入金	2,000	7,000
株式給付引当金	364	434
長期インセンティブ引当金	145	123
繰延税金負債	669	454
その他	168	232
固定負債計	3,347	8,245
特別法上の準備金		
金融商品取引責任準備金	0	0
特別法上の準備金合計	0	0
負債合計	14,710	12,816
純資産の部		
株主資本		
資本金	8,587	8,587
資本剰余金	2,555	2,555
利益剰余金	13,116	14,787
自己株式	△3,549	△3,685
株主資本合計	20,709	22,244
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	1,516	889
為替換算調整勘定	1,048	1,188
退職給付に係る調整累計額	1	0
その他の包括利益累計額合計	2,566	2,079
非支配株主持分	0	0
純資産合計	23,276	24,324
負債・純資産合計	37,986	37,141

(2) 連結損益計算書及び連結包括利益計算書
(連結損益計算書)

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	5,903	5,922
投資顧問料	6,823	7,188
その他営業収益	1,568	932
営業収益計	14,295	14,043
営業費用及び一般管理費	7,946	7,578
営業利益	6,349	6,464
営業外収益		
受取利息	17	23
受取配当金	4	4
為替差益	26	55
投資事業組合運用益	142	—
補助金収入	—	18
雑収入	35	15
営業外収益計	227	118
営業外費用		
支払利息	64	65
支払手数料	21	2
投資事業組合運用損	—	160
持分法による投資損失	278	101
雑損失	21	11
営業外費用計	386	341
経常利益	6,189	6,241
特別利益		
投資有価証券売却益	—	663
特別利益計	—	663
特別損失		
投資有価証券評価損	46	560
減損損失	97	—
特別損失計	144	560
税金等調整前当期純利益	6,044	6,345
法人税、住民税及び事業税	2,668	2,211
法人税等調整額	△92	62
法人税等合計	2,576	2,274
当期純利益	3,468	4,070
非支配株主に帰属する当期純利益	0	—
親会社株主に帰属する当期純利益	3,468	4,070

(連結包括利益計算書)

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
当期純利益	3,468	4,070
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	1,723	△626
為替換算調整勘定	147	140
退職給付に係る調整額	△1	△1
その他の包括利益合計	1,869	△487
包括利益	5,338	3,583
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	5,338	3,583
非支配株主に係る包括利益	0	—

(3) 連結株主資本等変動計算書

前連結会計年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	8,587	2,555	11,448	△3,549	19,041
当期変動額					
剰余金の配当			△1,825		△1,825
親会社株主に帰属する当期純利益			3,468		3,468
連結範囲の変動			25		25
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計			1,668		1,668
当期末残高	8,587	2,555	13,116	△3,549	20,709

	その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	△207	900	3	696	600	20,338
当期変動額						
剰余金の配当						△1,825
親会社株主に帰属する当期純利益						3,468
連結範囲の変動						25
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	1,723	147	△1	1,869	△600	1,269
当期変動額合計	1,723	147	△1	1,869	△600	2,937
当期末残高	1,516	1,048	1	2,566	0	23,276

当連結会計年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	8,587	2,555	13,116	△3,549	20,709
会計方針の変更による累積的影響額	—	—	△168	—	△168
会計方針の変更を反映した当期首残高	8,587	2,555	12,948	△3,549	20,541
当期変動額					
剰余金の配当			△2,231		△2,231
親会社株主に帰属する当期純利益			4,070		4,070
自己株式の取得				△249	△249
株式付与ESOP信託による自己株式の処分				114	114
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計			1,839	△135	1,703
当期末残高	8,587	2,555	14,787	△3,685	22,244

	その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	1,516	1,048	1	2,566	0	23,276
会計方針の変更による累積的影響額	—	—	—	—	—	△168
会計方針の変更を反映した当期首残高	1,516	1,048	1	2,566	0	23,108
当期変動額						
剰余金の配当						△2,231
親会社株主に帰属する当期純利益						4,070
自己株式の取得						△249
株式付与ESOP信託による自己株式の処分						114
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△626	140	△1	△487		△487
当期変動額合計	△626	140	△1	△487	—	1,216
当期末残高	889	1,188	0	2,079	0	24,324

(4) 連結キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	6,044	6,345
減価償却費	282	195
減損損失	97	—
株式給付引当金の増減額 (△は減少)	223	128
受取利息及び受取配当金	△22	△28
支払利息	64	65
支払手数料	21	2
為替差損益 (△は益)	△12	△128
持分法による投資損益 (△は益)	278	101
有価証券及び投資有価証券売却損益 (△は益)	—	△663
有価証券及び投資有価証券評価損益 (△は益)	46	560
投資事業組合運用損益 (△は益)	△142	160
未収入金の増減額 (△は増加)	243	235
未収委託者報酬・未収投資顧問料等の増減額 (△は増加)	△284	△60
未払金及び未払費用の増減額 (△は減少)	366	△54
預り金の増減額 (△は減少)	60	△76
その他	297	△457
小計	7,564	6,325
利息及び配当金の受取額	20	28
利息の支払額	△64	△65
法人税等の支払額又は還付額 (△は支払)	△1,402	△3,627
営業活動によるキャッシュ・フロー	6,118	2,661
投資活動によるキャッシュ・フロー		
短期貸付金の増減額 (△は増加)	—	100
固定資産の増減額 (△は増加)	△249	△9
長期貸付けによる支出	△1,010	—
有価証券の取得による支出	△250	—
有価証券の売却による収入	250	—
投資有価証券の取得による支出	△2,154	△4,074
投資有価証券の売却及び償還による収入	1	2,571
投資事業組合等の出資金の払戻による収入	0	75
投資事業組合からの分配による収入	487	214
その他	23	△57
投資活動によるキャッシュ・フロー	△2,900	△1,180
財務活動によるキャッシュ・フロー		
配当金の支払額	△1,822	△2,228
自己株式の取得による支出	—	△252
その他	△21	△0
財務活動によるキャッシュ・フロー	△1,844	△2,480
現金及び現金同等物に係る換算差額	177	264
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	1,550	△735
現金及び現金同等物の期首残高	18,474	19,935
連結除外に伴う現金及び現金同等物の減少額	△88	—
現金及び現金同等物の期末残高	19,935	19,199

(5) 連結財務諸表に関する注記事項

(継続企業の前提に関する注記)

該当事項はありません。

(会計方針の変更)

(会計方針の変更)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。これにより、成功報酬のうち、再生可能エネルギー発電所組成の対価等として受ける一時的な報酬(アクイジションフィー)について、従来は発電所の総事業費に一定の料率を乗じて計算した金額を「匿名組合出資実行時」及び「最終融資実行時」にそれぞれ収益として認識しておりましたが、再生可能エネルギー発電事業を行う合同会社との契約に基づく「匿名組合出資に要する支援」及び「融資実行に要する支援」を収益計上の履行義務と認識し、匿名組合出資及び融資の実行時を履行義務の充足と判断し、当該資金調達に一定の料率を乗じて計算した金額を収益として認識する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当連結会計年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。また、収益認識会計基準第86項また書き(1)に定める方法を適用し、当連結会計年度の期首より前までに行われた契約変更について、すべての契約変更を反映した後の契約条件に基づき、会計処理を行い、その累積的影響額を当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減しております。

この結果、当連結会計年度の営業収益、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ58百万円増加しております。また、利益剰余金の当期首残高は168百万円減少しております。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。この変更による連結財務諸表への影響はありません。

(追加情報)

(株式付与ESOP信託)

グループ従業員(当社及び当社子会社5社(スパークス・アセット・マネジメント株式会社、スパークス・グリーンエネルギー&テクノロジー株式会社、スパークス・アセット・トラスト&マネジメント株式会社、スパークス・AI&テクノロジー・インベストメント株式会社及びスパークス・イノベーション・フォー・フューチャー株式会社、以下「グループ子会社」という。)の従業員)に業績向上や株価上昇に対する意欲の高揚を促すことにより、中長期的な企業価値向上を図ることを目的として、「株式付与ESOP信託」(以下、「本制度」という。)を導入しております。なお、当社は「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」(企業会計基準委員会実務対応報告第30号(平成27年3月26日)の指針に従って会計処理を行っております。

① 取引の概要

本制度は、予めグループ子会社が定めた株式交付規程に基づき、一定の要件を満たしたグループ従業員に対し当社株式を給付する仕組みです。グループ子会社は、従業員に対し当社グループの業績や個人の貢献度等に応じてポイントを付与し、一定の条件により受給権を取得したときに当該付与ポイントに相当する当社株式を給付します。給付する株式については、予め信託設定した金銭により将来分も含めて取得し、信託財産として分別管理するものとします。

本制度の導入により、グループ従業員は当社株式の株価上昇による経済的な利益を収受することができるため、株価を意識した業務遂行を促すとともに、勤労意欲を高める効果が期待できます。また、ESOP信託の信託財産に属する当社株式に係る議決権行使は、受益者候補であるグループ従業員の意思が反映される仕組みであり、経営参画を促す企業価値向上プランとして有効です。

② 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額(付随費用の金額を除く。)により純資産の部に自己株式と

して計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、前連結会計年度642百万円及び3,000,000株、当連結会計年度527百万円及び2,466,900株であります。

(新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に関する会計上の見積り)

当社グループでは、繰延税金資産の回収可能性や固定資産の減損会計等の会計上の見積りについて、連結財務諸表作成時において入手可能な情報に基づき実施しております。

新型コロナウイルス感染症による当社グループへの影響は、今後の広がり方や収束時期等の見通しが不透明な状況であるものの、現時点において会計上の見積りに重要な影響を与えるものではないと判断しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

I 前連結会計年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

当社グループは、投信投資顧問業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

II 当連結会計年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

当社グループは、投信投資顧問業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前連結会計年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

1. サービスごとの情報

投信投資顧問業及び関連サービスに関する外部顧客への営業収益が、連結損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益 (単位：百万円)

日本	ケイマン	欧州	韓国	その他	合計
10,924	99	2,485	84	700	14,295

(注) 営業収益の地域区分は、契約相手方の所在地（ファンドの場合は組成地）を基礎として分類しております。

(2) 有形固定資産 (単位：百万円)

日本	韓国	香港	その他	合計
746	103	27	0	878

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：百万円)

顧客の名称又は氏名	営業収益	関連するセグメント名
スパークス・新・国際優良日本株ファンド	1,519	投信投資顧問業

(注) なお、ファンドの最終受益者は、販売会社や他のファンドを通じて投資されること等があるため、合理的に把握することが困難であります。

当連結会計年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

1. サービスごとの情報

投信投資顧問業及び関連サービスに関する外部顧客への営業収益が、連結損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益 (単位：百万円)

日本	ケイマン	欧州	韓国	その他	合計
10,339	218	2,583	91	810	14,043

(注) 営業収益の地域区分は、契約相手方の所在地（ファンドの場合は組成地）を基礎として分類しております。

(2) 有形固定資産 (単位：百万円)

日本	韓国	香港	合計
630	84	74	789

3. 主要な顧客ごとの情報 (単位：百万円)

顧客の名称又は氏名	営業収益	関連するセグメント名
スパークス・新・国際優良日本株ファンド	2,086	投信投資顧問業

(注) なお、ファンドの最終受益者は、販売会社や他のファンドを通じて投資されること等があるため、合理的に把握することが困難であります。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

当社グループは、投信投資顧問業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当連結会計年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

当社グループは、投信投資顧問業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
1株当たり純資産額	116.47円	121.98円
1株当たり当期純利益金額	17.35円	20.37円

- (注) 1. 株主資本において自己株式として計上されている株式付与ESOP信託に残存する自社の株式は、1株当たり当期純利益金額の算定上、普通株式の期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。また、1株当たり当期純利益金額の算定上、控除した当該自己株式の普通株式の期中平均株式数は前連結会計年度3,000,000株、当連結会計年度2,487,348株であります。
2. 株主資本において自己株式として計上されている株式付与ESOP信託に残存する自社の株式は、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式数の計算において控除する自己株式に含めております。また、1株当たり純資産額の算定上、控除した当該自己株式数は前連結会計年度3,000,000株、当連結会計年度2,466,900株であります。
3. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
4. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
1株当たり当期純利益金額		
親会社株主に帰属する当期純利益金額(百万円)	3,468	4,070
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益金額(百万円)	3,468	4,070
普通株式の期中平均株式数(株)	199,840,190	199,762,606

- (注) 5. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当連結会計年度 (2022年3月31日)
純資産の部の合計額(百万円)	23,276	24,324
純資産の部の合計額から控除する金額(百万円)	0	0
(うち新株予約権(百万円))	(—)	(—)
(うち非支配株主持分(百万円))	(0)	(0)
普通株式に係る期末の純資産額(百万円)	23,276	24,324
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数(株)	199,840,190	199,411,290

(重要な後発事象)

(株式併合)

当社は、2022年5月6日開催の取締役会において、2022年6月10日開催の当社第33期定時株主総会に、株式併合について付議することを決議いたしました。

その内容は以下のとおりです。

(1) 株式併合の目的

本件は、当社の普通株式5株を1株に併合を実施するものであります。

当社の株価は252円、投資単位は、25,200円(2022年5月2日現在)であり、東京証券取引所の有価証券上場規程において望ましいとされる投資単位の水準である「5万円以上50万円未満」の範囲を大幅に下回っており、本株式併合によりこの状況の改善を図るものであります。

(2) 株式併合の内容

① 併合する株式の種類

普通株式

② 併合の割合

5株につき1株の比率(以下、「併合比率」という)をもって併合いたします。(2022年9月30日の株主名簿に記載または記録された株主所有の株式数が基準となります。)

③ 効力発生日

2022年10月1日

④ 効力発生日における発行可能株式総数

128,800,000株

会社法第182条第2項に基づき、株式併合の効力発生日に変更されます。

⑤ 併合により減少する株式数(減少する株式数は変動する可能性があります。)

併合前の発行済株式総数(2022年3月31日現在)	209,577,400株
併合により減少する株式数	167,661,920株
併合後の発行済株式総数	41,915,480株

(注)「併合により減少する株式数」および「併合後の発行済株式総数」は、本株式併合前の発行済株式総数および併合比率に基づき算出した理論値です。

(3) 1株当たり情報に及ぼす影響

当該株式併合が当連結会計年度期首に行われたと仮定した場合の、1株当たり情報は以下のとおりです。

	当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
1株当たりの純資産額	609円90銭
1株当たり当期純利益金額	101円89銭

なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

第 33 期事業年度（2021 年 4 月 1 日から 2022 年 3 月 31 日まで）の業績の概要

2022 年 5 月 6 日開催の取締役会において承認された第 33 期事業年度（2021 年 4 月 1 日から 2022 年 3 月 31 日まで）の計算書類は以下のとおりであります。

この計算書類は会社法の規定に基づくものであり、金融商品取引法の規定に基づき提出される財務書類ではないため、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査法人による監査はなされておられません。

なお、金額については百万円未満を切捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表

(単位：百万円)

科目	第33期 2022年3月31日現在
資産の部	
流動資産	8,051
現金・預金	5,434
未収入金	2,395
前払費用	101
短期貸付金	120
その他	0
固定資産	20,120
有形固定資産	68
車両運搬具	0
土地	68
無形固定資産	0
ソフトウェア	0
投資その他の資産	20,052
投資有価証券	11,572
関係会社株式	7,142
その他の関係会社有価証券	320
長期貸付金	910
差入保証金	21
その他	84
資産合計	28,172

科目	第33期 2022年3月31日現在
負債の部	
流動負債	2,973
短期借入金	2,000
未払金	738
未払法人税等	200
その他	34
固定負債	7,548
長期借入金	7,000
繰延税金負債	452
その他	95
負債合計	10,521
純資産の部	
株主資本	16,765
資本金	8,587
資本剰余金	3,288
資本準備金	130
その他資本剰余金	3,157
利益剰余金	8,575
利益準備金	966
その他利益剰余金	7,609
繰越利益剰余金	7,609
自己株式	△3,685
評価・換算差額等	885
その他有価証券評価差額金	885
純資産合計	17,650
負債純資産合計	28,172

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(単位：百万円)

科目	第33期
	自 2021年4月1日 至 2022年3月31日
営業収益	3,386
関係会社業務受託収入	576
投資事業組合管理収入	2,728
その他業務受託収入	82
営業費用及び一般管理費	3,424
営業損失 (△)	△37
営業外収益	4,180
受取利息	8
受取配当金	4,162
雑収入	9
営業外費用	243
支払利息	61
支払手数料	2
為替差損	13
投資事業組合運用損	156
雑損失	9
経常利益	3,899
特別利益	663
投資有価証券売却益	663
特別損失	1,223
投資有価証券評価損	560
関係会社株式評価損	663
税引前当期純利益	3,339
法人税、住民税及び事業税	165
法人税等調整額	4
当期純利益	3,170

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

第33期 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	株主資本 合計
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金 合計		
2021年4月1日残高	8,587	130	3,157	3,288	743	6,893	7,637	△3,549	15,962
事業年度中の変動額									
剰余金の配当					223	△2,454	△2,231		△2,231
当期純利益						3,170	3,170		3,170
自己株式の取得								△249	△249
株式付与ESOP 信託による自己 株式の処分								114	114
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額 (純額)									
事業年度中の変動額合計	-	-	-	-	223	715	938	△135	802
2022年3月31日残高	8,587	130	3,157	3,288	966	7,609	8,575	△3,685	16,765

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
2021年4月1日残高	1,517	1,517	17,480
事業年度中の変動額			
剰余金の配当			△2,231
当期純利益			3,170
自己株式の取得			△249
株式付与ESOP 信託による自己 株式の処分			114
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額 (純額)	△632	△632	△632
事業年度中の変動額合計	△632	△632	170
2022年3月31日残高	885	885	17,650

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類の個別注記表

当社の計算書類及びその附属明細書は「会社計算規則」（平成18年法務省令第13号）に基づいて作成しております。

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式

…… 総平均法に基づく原価法を採用しております。

その他の関係会社有価証券

…… 投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの…… 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等…………… 主として総平均法による原価法を採用しております。

（投資事業組合等への出資）

投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

2. 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法によっております。ただし、2016年4月1日以降に取得した有形固定資産については、定額法によっております。

なお、耐用年数は以下のとおりであります。

車両運搬具 6年

② 無形固定資産

ソフトウェア（自社利用）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

3. 収益及び費用の計上基準

① 関係会社業務受託収入

関係会社業務受託収入は、当社の一部子会社について、契約に基づき、一部の業務を受託しており、一定の期間にわたって、費用発生額(一部を除く)に一定の料率をマークアップした金額を報酬として受領しているため、一定の期間にわたる履行義務を充足した時点で収益を認識しております。これらの収益は、顧客との契約に係る取引価格で測定しております。取引の対価は履行義務を充足してから主として1年以内に受領しており、重大な金融要素は含んでおりません。

② 投資事業組合管理収入

投資事業組合管理収入は、当社が無限責任組合員となる投資事業有限責任組合について、契約に基づき、管理する義務があり、運用資産残高又はコミットメント額に一定の料率を乗じた金額で測定し報酬として受領しており、運用期間にわたり収益を認識しております。また、再生可能エネルギーファンドが投資する合同会社の匿名組合出資持分を売却して譲渡益が発生する場合には、当社が運用する再生可能エネルギーファンドについて、パフォーマンス目標を上回る匿名組合出資持分の譲渡益に対する一定割合を成功報酬として受領しており、当該時点で収益を認識しております。取引の対価は履行義務を充足してから主として1年以内に受領しており、重大な金融要素は含んでおりません。

4. 重要なヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

金利スワップについて特例処理の条件を満たしているため、特例処理を採用しております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

当事業年度にヘッジ会計を適用したヘッジ対象とヘッジ手段は以下のとおりであります。

ヘッジ手段…金利スワップ

ヘッジ対象…借入金利息

(3) ヘッジ方針

主に当社の内規である「デリバティブ管理規程」に基づき、金利変動リスクをヘッジしております。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(2) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

(3) 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社は、「所得税法等の一部を改正する法律」(令和2年法律第8号)において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」(実務対応報告第39号 2020年3月31日)第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日)第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

II. 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。この変更による計算書類への影響はありません。

また、収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項のただし書きに定める経過的な取扱いに従っておりますが、利益剰余金期首残高に与える影響はありません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。この変更による計算書類への影響はありません。

Ⅲ. 貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務
該当事項はありません。
2. 関係会社に対する金銭債権債務
短期金銭債権 1,879百万円
短期金銭債務 634百万円
3. 有形固定資産の減価償却累計額 6百万円

Ⅳ. 損益計算書に関する注記

1. 関係会社との取引高
関係会社業務受託収入 576百万円
営業費用及び一般管理費 2,728百万円
営業取引以外の取引高 4,160百万円
2. 関係会社株式評価損
当事業年度において、以下の関係会社株式について減損処理を行っております。
SPARX Overseas, Ltd. 98百万円
SPARX Asia Capital Management Limited 565百万円

Ⅴ. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：株)

株式の種類	当事業年度期首 株式数	増加株式数	減少株式数	当事業年度末 株式数
普通株式	9,737,210	962,000	533,100	10,166,110

自己株式の増加株式数962,000株は、当事業年度において取締役会決議による自己株式取得によって増加したものであります。

自己株式の減少株式数533,100株は、当事業年度において、株式付与ESOP信託が自己株式を処分したことにより減少したものであります。

当事業年度末株式数には、株式付与ESOP信託が所有する当社株式が、2,466,900株含まれております。

Ⅵ. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

関係会社株式評価損否認	5,926百万円
投資有価証券評価損否認	480百万円
未確定債務否認	18百万円
貸倒損失否認	48百万円
繰越欠損金	257百万円
その他有価証券評価差額金	54百万円
その他の税務調整項目	251百万円
繰延税金資産小計	<u>7,036百万円</u>
評価性引当額	<u>△7,020百万円</u>
繰延税金資産合計	16百万円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	<u>468百万円</u>
繰延税金負債合計	<u>468百万円</u>
繰延税金負債の純額	452百万円

Ⅶ. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
子会社	スパークス・アセット・マネジメント株式会社	東京都港区	2,500百万円	資産運用業	所有100%	業務管理サービスの提供	業務受託(注1)	440	未収入金	124
							受取配当金	3,300	-	-
							連結納税による個別帰属額	1,386	未収入金	1,382
							業務委託(注1)	0	長期前払費用	6
							業務委託(注1)	2,205	未払金	536
	スパークス・グリーンエナジー&テクノロジー株式会社	東京都港区	25百万円	再生可能エネルギーにおける発電事業及びそのコンサルティング	所有100%	業務管理サービスの提供	業務受託(注1)	73	未収入金	21
							受取配当金	600	-	-
							連結納税による個別帰属額	85	未収入金	85
	スパークス・アセット・トラスト&マネジメント株式会社	東京都港区	100百万円	資産運用業	所有100%	業務管理サービスの提供	業務受託(注1)	38	未収入金	10
							受取配当金	260	-	-
							業務委託(注1)	522	未払金	98
							連結納税による個別帰属額	100	未収入金	100
	スパークス・AI&テクノロジー・インベストメント株式会社	東京都港区	50百万円	資産運用業	所有100%	業務管理サービスの提供	業務受託(注1)	3	未収入金	1
							資金の貸付(注2)	30	短期貸付金	30
							資金の貸付回収(注2)	50	-	-
							受取利息(注2)	0	未収収益	0
							連結納税による個別帰属額	4	未収入金	4

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
子会社	スパークス・イノベーション・フォー・フューチャー株式会社	東京都港区	50百万円	資産運用業	所有100%	業務管理サービスの提供	業務受託(注1)	20	未収入金	5
							資金の貸付(注2)	30	短期貸付金	90
							資金の貸付回収(注2)	30	-	-
							受取利息(注2)	0	未収収益	0
							連結納税による個別帰属額	17	未収入金	17
子会社	SPARX Asia Investment Advisors Limited	中国香港特別行政区	3,100千香港ドル	資産運用業所有	所有(間接100%)	業務管理サービスの提供	業務受託(注1)	9	未収入金	2
	SPARX Global Investments (Myanmar) Co.,Ltd.	ミャンマーヤンゴン	1,651百万ミャンマーチャット	コンサルティング業務	所有100%	出資	未収入金(注3)	1	-	-
							貸倒損失(注3)	1	-	-
関連会社	野村スパークス・インベストメント株式会社	東京都千代田区	200百万円	資産運用業	所有49%	出資	出資引受	196	-	-

取引条件ないし取引条件の決定方針等

(注) 1. 市場価格を勘案し一般的取引条件と同様に決定しております。

2. 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

3. 新型コロナウイルスの影響及び、ミャンマー国内の情勢により、事業の開始時期の見通しが無期限延長されたことに伴い、未収入金を貸倒処理しております。

4. 上記の表のうち、日本国内の会社については期末残高には消費税等を含めており、取引金額には消費税等を含めておりません。また、日本国外の会社については期末残高及び取引金額に消費税等を含めておりません。

Ⅷ. 収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社は、連結計算書類を作成しているため、記載を省略しております。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 3. 収益及び費用の計上基準に記載のとおりであります。

3. 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

当社は、連結計算書類を作成しているため、記載を省略しております。

Ⅸ. 1株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額 88円51銭

2. 1株当たり当期純利益 15円86銭

(注) 1. 株主資本において自己株式として計上されている株式付与ESOP信託に残存する自社の株式は、1株当たり純資産額の算定上、期末株式数の計算において控除する自己株式に含めております。また、1株当たり純資産額の算定上、控除した当該自己株式数は2,466,900株であります。

(注) 2. 株主資本において自己株式として計上されている株式付与ESOP信託に残存する自社の株式は、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。また、1株当たり当期純利益の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は2,487,348株であります。

Ⅹ. 重要な後発事象に関する注記

(株式併合)

当社は、2022年5月6日開催の取締役会において、2022年6月10日開催の当社第33回定時株主総会に、株式併合について付議することを決議いたしました。

その内容は以下のとおりです。

(1) 株式併合の目的

本件は、当社の普通株式5株を1株に併合を実施するものであります。

当社の株価は252円、投資単位は、25,200円（2022年5月2日現在）であり、東京証券取引所の有価証券上場規程において望ましいとされる投資単位の水準である「5万円以上50万円未満」の範囲を大幅に下回っており、本株式併合によりこの状況の改善を図るものであります。

(2) 株式併合の内容

① 併合する株式の種類

普通株式

② 併合の割合

5株につき1株の比率（以下、「併合比率」という）をもって併合いたします。（2022年9月30日の株主名簿に記載または記録された株主所有の株式数が基準となります。）

③ 効力発生日

2022年10月1日

④ 効力発生日における発行可能株式総数

128,800,000株

会社法第182条第2項に基づき、株式併合の効力発生日に変更されます。

⑤ 併合により減少する株式数（減少する株式数は変動する可能性があります。）

併合前の発行済株式総数（2022年3月31日現在）	209,577,400株
併合により減少する株式数	167,661,920株
併合後の発行済株式総数	41,915,480株

（注）「併合により減少する株式数」および「併合後の発行済株式総数」は、本株式併合前の発行済株式総数および併合比率に基づき算出した理論値です。

(3) 1株当たり情報に及ぼす影響

当該株式併合が当事業年度期首に行われたと仮定した場合の、1株当たり情報は以下のとおりです。

	当事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
1株当たりの純資産額	442円56銭
1株当たり当期純利益金額	79円34銭

なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

IX. その他の注記

追加情報に関する注記

（新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に関する会計上の見積り）

当社では、繰延税金資産の回収可能性や固定資産の減損会計等の会計上の見積りについて、計算書類作成時において入手可能な情報に基づき実施しております。

新型コロナウイルス感染症による当社への影響は、今後の広がり方や収束時期等の見通しが不透明な状況であるものの、現時点において会計上の見積りに重要な影響を与えるものではないと判断しております。

トークン化有価証券（セキュリティトークン）¹に係る仕組みとリスク

(1) トークン化有価証券のトランザクション生成および所有者原簿書換・記録の仕組み



(2) DLT³基盤の種類

	プライベート/コンソーシアム型	パブリック型
(例)	ibet for Fin 等 (トークン化有価証券用に開発・使用)	Bitcoin 等のブロックチェーン
ブロックチェーン基盤への接続、およびトランザクション ⁴ の送信	運営者の許可を得た者のみ接続・トランザクションの送信が可能	不特定多数の者が誰でも接続・トランザクション送信が可能
トークン保有者の特定・追跡	本人特定が容易	本人特定が困難
サイバー攻撃/不正アクセス・取引への耐性	強い	弱い

(3) トークン化有価証券の仕組みとリスク

トークン化有価証券の仕組みについて

- ・ トークン化有価証券は、2020年5月1日に施行された改正金融商品取引法第2条第1項各号の有価証券（例：株券、社債等）のうち、金融商品取引業等に関する内閣府令第1条第4項第17号に規定する「電子記録移転有価証券表示権利等」に該当する商品です。
- ・ トークン化有価証券を取り扱う証券会社は限られています。そのため、他の証券会社に口座移管等を行うことができない場合があります。
- ・ トークン化有価証券は、一般的に金融商品取引所等に上場されていません。そのため、トークン化有価証券の流動性および取引価格は、取扱証券会社の取扱い方針により異なります。
- ・ トークン化有価証券は、「社債、株式等の振替に関する法律」に定める振替機関において取り扱われず、ブロックチェーンを用いたコンピュータシステムをプラットフォームとし、当該システム上の所有者原簿への記録を通じて、その財産的価値の記録および移転が行われます。
- ・ 同プラットフォームのノード⁵上で、トークン化有価証券の移転に必要な秘密鍵による署名がされたトランザクションが実行された場合、当該価値データを移転する他のトランザクションが存在しなければ当該

トランザクションは正常な取引として処理されます。

トークン化有価証券のリスクについて

- ・ 著しい社会秩序の混乱、発行体の事情等によっては、取扱証券会社の判断等により売買を停止し、取引が実施されない可能性があります。このため、お客様がトークン化有価証券を売却（または購入）しようとする際に、希望する時期に希望する価格で売却（または購入）することができない可能性があります。
- ・ サイバー攻撃等による不正取引により、所有者原簿が書き換えられ、実際の権利関係と所有者原簿の記録に乖離が生じる可能性、所有者がトークン化有価証券に係る権利を受けられない可能性および希望する時期にトークン化有価証券を売却できない可能性があります。
- ・ 原簿管理者が管理するシステムや当該システムの利用にあたり使用する通信回線に重大な障害等が発生し、所有者原簿の記録に遅延が生じた場合等には、当事者が当初想定した時点でトークン化有価証券の譲渡の効力が発生しない可能性があります。

1 ブロックチェーンを用いて、発行・記録・移転を行う、デジタルな有価証券

2 公開鍵暗号技術の一種である「デジタル署名」に利用する、本人のみが知り得るデータでパスワードに近いもの。デジタル署名を行うことによりトランザクション内容の改ざんを検知することができる。再発行をすることはできない

3 ネットワークの参加者間で権利の移転を相互認証し、暗号技術を使って実質的に改ざん不可能な形で台帳を共有する、分散型台帳技術の一種。

4 価値データを移転する記録

5 プラットフォームのネットワークに接続するコンピュータ等の端末

**スパークス・グループ株式会社第1回無担保セキュリティトークン社債
(社債間限定同順位特約および譲渡制限付)への投資に際しての確認書**

私は、本債券への投資に際しましては、『契約締結前交付書面』、『目論見書』、『トークン化有価証券取引管理約款』等の内容を確認したうえで、以下の事項についても確認・同意いたします。

(トークン化有価証券※について)

1. 本債券は、トークン化有価証券であり、有価証券の種類や取引に応じて適用される法令諸規則による規制等は、トークン化有価証券についても、既存の有価証券と同様に適用されること。
2. トークン化有価証券は、銘柄ごとに用いられる技術の内容が異なる（それにより権利の移転・記録の方法が異なる）場合があること。また、権利の移転・記録に係る技術を提供する者と当該技術を用いて当該トークン化有価証券を流通させるプラットフォームを提供する者が異なる場合があること。

(権利の移転・記録について)

3. 一般的な債券等が振替機関（証券保管振替機構）を通じて権利の移転・記録が行われるのに対し、トークン化有価証券は、ブロックチェーン技術等を利用し電子情報処理組織を用いて権利の移転・記録が行われること。
4. 権利の移転・記録に係る、以下のリスクがあること。
 - (1) 技術の不確実性及びプラットフォームに係る技術・運営の不確実性に対するリスク
 - (2) トークン化有価証券の流出や権利移転の効力発生要件、決済、対抗要件の具備について、既存の有価証券と異なるリスク

(流出または重大な障害が生じた場合について)

5. トークン化有価証券の流出等があった場合には、一定期間、権利の移転が行えなくなる、利金・分配金の支払等が行われなくなる、また、当該トークン化有価証券に関する権利

の全部又は一部が消失する可能性があること。

6. 本債券の社債原簿の記録の管理に用いるブロックチェーンネットワークに重大な障害が生じた場合には、本債券の元利金の支払い、譲渡及び譲渡に係る社債原簿の記録等に支障が生じ、損害を被る可能性があること。

(譲渡および振替出庫について)

7. 本債券は相続による取得の場合を除き、原則として当社以外の者に譲渡することができないこと。また、本債券につき質権を設定することはできないこと。
8. 当社への本債券の譲渡は、以下の場合に限られること。
 - (1) 災害救助法に基づく措置をとる場合
 - (2) 相続により取得したお客様からの申し出があった場合
 - (3) 当社の「LINE 証券取引約款」(以下「取引約款」という。)の解約事由に該当する場合
 - (4) 取引約款第 16 条第 4 号又は第 19 条第 4 項に定める手続きを行う場合 (なお、本債券は、各条文における「保護預り証券等」及び「有価証券等」に該当するものとする。)
 - (5) 当社の「信用取引約款」第 12 条第 1 項第 1 号に定める手続きを行う場合 (なお、本債券は、同号の「お預かりしている・・・有価証券」に該当するものとする。)
 - (6) 当社の「店頭外国為替証拠金取引約款」第 23 条第 3 項第 2 号に定める手続きを行う場合 (なお、本債券は、同号の「お預かりしている有価証券」に該当するものとする。)
 - (7) 当社の「LINE CFD 取引約款」第 28 条第 3 項第 2 号に定める手続きを行う場合 (なお、本債券は、同号の「お預かりしている有価証券」に該当するものとする。)
 - (8) お客様が差し押さえを受けた場合
9. 本債券は国内債券ですが、国内の他の金融機関に振替(移管出庫)することはできないこと。

(投資に関する適合性について)

10. お客様の資産の状況への影響に照らして、お客様が購入できる金融商品であること。

11. 本取引に関しては、お客様の投資目的・意向をお客様自らにおいて確認し、本債券の商品内容及びリスクを勘案のうえ、自らの投資目的・意向に適合するか否かについて十分検討したうえで、本債券の購入判断をしていただいていること。

※トークン化有価証券とは

有価証券（例：株券、社債券）とみなされる権利が、ブロックチェーン技術（インターネット等のネットワーク上で、複数の主体が権利の帰属等に関する記録を所持し、定常的に記録の同一性の確認を行うことで、記録の正確性を担保する仕組み。複数の主体が記録の管理を行うことで正確性や改ざんへの耐性が強くなるとされる一方、特有のリスクが存在します。）等を用いて移転することができる財産的価値に表示されたものをいいます。

2022.06

K01_603(2022.06)

LINE 証券株式会社 御中

野村証券株式会社 御中

野村信託銀行株式会社 御中

個人情報及び非公開情報の授受に関する同意書

私は、下記社債への投資にあたり、個人情報（個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」といいます。）第 2 条第 1 項に定められるものをいいます。）及び「非公開情報」（金融商品取引業等に関する内閣府令（以下「金商業等府令」といいます。）第 1 条第 4 項第 12 号において定められるものをいい、以下個人情報とあわせて「お客様情報」といいます。）の提供及び受領に関して、以下の記載内容を閲覧のうえ理解し、個人情報の第三者提供に関する同意（個人情報保護法第 27 条第 1 項において定められるものをいいます。）及び非公開情報の提供に関する同意（金商業等府令第 153 条第 1 項第 7 号イにおいて定められるものをいいます。）を下記【電磁的方法による同意】により行うことを承諾したうえで、同意いたします。

【投資の対象となる社債】

スパークス・グループ株式会社第 1 回無担保セキュリティトークン社債
（社債間限定同順位特約および譲渡制限付）

【電磁的方法による同意】

LINE 証券株式会社（以下「LINE 証券」といいます。）のサイト上において表示する本同意書記載の同意内容を、お客様にインターネット回線を通じてご確認いただき、電磁的方法により同意いただきます。LINE 証券は、LINE 証券のサーバに備えられたファイルにお客様にご同意いただいた事実及び事項を記録いたします。ファイルへの記録は、LINE 証券が推奨するバージョン以上の PDF 形式のファイルの閲覧ソフト及びブラウザソフトにより行います。同意されない場合、LINE 証券が提供するサービスを受けることができません。

記

LINE 証券は、本社債における秘密鍵等の保管及び管理を野村証券株式会社（以下「野村証券」といいます。）に委託し、LINE 証券の代理として野村証券が秘密鍵等の保管及び管理

を実行するため、お客様が LINE 証券に対して既に開示した及び今後開示するお客様情報（以下「当該お客様情報」といいます。）を、野村證券に提供します。また、野村證券が委託を受けた秘密鍵等の保管及び管理に関連して行ったトークン化有価証券の管理・移転等を行うプラットフォーム上の記録について、LINE 証券が当該記録の内容の確認を行うために、野村證券から当該お客様情報を受領することがあります。この場合に提供される又は受領するお客様情報は、氏名、住所、本社債を買い付けた日付、保有数量、電子識別子、トークン化有価証券の売買その他の取引等に係る動向、秘密鍵等の保管及び管理並びにその確認を行うために必要な情報とします。野村證券は、秘密鍵等の保管及び管理を目的として、当該お客様情報を利用します。

なお、当該お客様情報は、社債原簿の作成、元利金等の支払い、その他社債管理事務を行うために、トークン化有価証券の管理・移転等を行うプラットフォームを経由し、野村證券から本社債の社債原簿管理人である野村信託銀行株式会社（以下「野村信託」といいます。）にも提供されます。また、当該お客様情報は、トークン化有価証券の管理・移転等を行うプラットフォームのシステム障害時等一定の場合には、LINE 証券から野村信託にも提供されることがあります。さらに、当該お客様情報は、社債権者集会の招集その他社債管理事務を行うために、本社債の発行会社から本社債の社債管理者である三井住友信託銀行株式会社（以下「三井住友信託」といいます。）にも提供されることがあります。この場合に提供されるお客様情報は、氏名、住所、本社債を買い付けた日付、保有数量、保有金額、元利金等の受領方法に係る情報、その他社債管理事務に必要な情報とします。野村信託は、社債原簿の作成、元利金等の支払い、その他社債管理事務の遂行を目的として、三井住友信託は、社債権者集会の招集その他社債管理事務の遂行を目的として、それぞれ当該お客様情報を利用します。

以上

2022.06

K01_604(2022.06)